

目次

①	設置の趣旨及び必要性	P. 2
②	学部・学科等の特色	P. 13
③	学部・学科等の名称及び学位の名称	P. 15
④	教育課程の編成の考え方及び特色	P. 16
⑤	教育方法、履修指導方法及び卒業要件	P. 18
⑥	多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修 させる場合	P. 26
⑦	実習の具体的計画	P. 26
⑧	企業実習（インターンシップを含む）や海外語学研修等の学外実 習を実施する場合の具体的計画	P. 30
⑨	取得可能な資格	P. 33
⑩	入学者選抜の概要	P. 33
⑪	教育研究実施組織等の編制の考え方及び特色	P. 39
⑫	研究の実施についての考え方、体制、取組	P. 43
⑬	施設、設備等の整備計画	P. 44
⑭	管理運営	P. 46
⑮	自己点検・評価	P. 48
⑯	情報の公表	P. 50
⑰	教育内容等の改善を図るための組織的な研修等	P. 53
⑱	社会的・職業的自立に関する指導等及び体制	P. 54

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 社会的背景

現行の学習指導要領は、平成 29 年（2017 年）から小学校、中学校、高等学校と順次改訂・実施され、令和 6 年（2024 年）12 月には、文部科学大臣が中央教育審議会に対して次期学習指導要領の改訂について諮問を行った。令和 12 年（2030 年）に向けて、令和の時代の日本型学校教育の着実な実施に向けた全面改訂に向けて始まった議論は、我が国の子どもたちが等しく一定水準の教育を受けられるように、小学校、中学校、高等学校の児童生徒に教えなければならない最低限の学習内容を示した教育課程の基準作りとなる。

これまで学習指導要領の改訂を重ねる過程において、教育課程編成上の問題点が、各教科における教育内容の多さ（カリキュラムオーバーロード：教科書ページ数の過去 20 年間にわたる増加率 小学校 4 教科（国語、社会、算数、理科）2.7 倍、中学校 5 教科（国語、社会、数学、理科、英語）1.8 倍や年間平均授業時数の多さ（小学校第 4、5、6 学年の年間総授業時数 1,015 時間）から指摘されている。また、教員の長時間労働も続いており（平均残業時間 小学校 41 時間、中学校 58 時間）、諸外国の教員に比べて非常に長く、働き方改革の必要性が指摘されている。

子どもの多様性（個性、特性、背景等）の視点から見ると、不登校児童生徒の増加（年間 34 万人は 10 年前の 2 倍）や通常の学級における特別な支援を必要とする子どもの割合の増加（通常の学級における発達障害の可能性のある子どもの割合 8.8%は 10 年前より 2.3%増）、さらに日本語の指導が必要な外国籍・日本国籍の子どもたちの増加（62,000 人は 10 年前の 2 倍）といった問題は、学校現場が抱える実情が危機感となって現れている証左である。子どもの個性、特性、背景等にあわせていかに教育を行えば良いかという問題は、各学校（各自治体）が様々な機関と連携しながら対応すべき喫緊の課題となっている。

また、令和元年（2019 年）に発生した新型コロナウイルス感染症の爆発的な感染拡大は学校教育をも直撃し、それまでの通常の対面形式での実施を困難にさせた。事態を改善するために、GIGA スクール構想の早期実現を加速し、学校教育はデジタル化へと急速に転換が図られた。この間、生成 AI 研究の発展もあり、令和 12 年（2030 年）に向けて、デジタル社会における学校教育の役割を見据え、子どもたちに情報を読み解く力をどのように身に付けさせるかという問題は、今後益々重要な議論の対象となる。しかしながら、生成 AI や ICT を活用した現在の学校教育の実際は、フィルターバブルという子どもたちの情報活用能力の未熟さ（自分と同じ内容の意見や似た情報ばかりを収集する）を露呈させている。生成 AI 時代の知識基盤社会構築の礎となる「知」の在り方に学校教育はどう向き合えばよいか、デジタル社会におけるリテラシー教育の重要性を再認識し、包括的な教育実践とその効果の検証が求められている。

現在から 10 年先 20 年先の未来の人口動態のデータに目を向ければ、特に地方における人口減少は著しく、地域の過疎化は自治体単位あたりの小学校、中学校の設置数、高等学校

の設置割合の減少に明確に現れている。人口減少は教育機関の機能維持を担う人材だけでなく、少子化による教育機関の存続にも影響し、初等・中等教育に留まらず、高等教育機関である教員養成系大学・学部・学部の運営にとっても深刻な懸念材料である。

熊本県及び佐賀県それぞれの地域に目を向けると、熊本県では、熊本市及び近隣市等に人口が集中し、県北県南等の多くの市町村の人口は、平成 22 年から令和 2 年の 10 年間で約 8 万人減少するなど、少子高齢化が加速していることから、学校規模の縮小化や教員配置の制約に備えた小規模校の少人数指導や複式学級指導及び学校運営を学んだ教員の育成が必要となっている。他方、熊本県の出生数が年々減少する一方で、熊本県内の在留外国人数は 2 万人を超えており、前年から約 1,700 人も増えるなど、年々増加傾向にある。さらに、熊本県では世界最大の半導体メーカーである T S M C (Taiwan Semiconductor Manufacturing Company) が 2024 年（令和 6 年）2 月から工場稼働を開始し、2027 年（令和 9 年）には第二工場の稼働開始を目指しており、今後も多くの外国人労働者が来日し、これに伴う外国人子女の大幅な増加が見込まれていることから、児童生徒の多様化に対応した教員の育成も必要である。

佐賀県においても、出生率の低下や若年層の都市部流出により、人口減少に歯止めがかからない状況であり、佐賀県内の公立小中学校では、令和 6 年度には小学校で 13 人、中学校で 32 人の欠員が報告され、8 年連続で教員の欠員が発生しているなど教員不足が顕著である。さらに、佐賀県は特別支援クラスの割合が全国で最も高い地域であり、特別支援教育にとりわけ注力する必要がある、教員不足と業務負担の増加が学校現場が直面している課題となっている。他方、人手不足から、佐賀県では東南アジア諸国等からの外国人労働者が増加しており、県内の在留外国人数は 9,700 人余りで、増加率が全国で 3 番目となっている。外国人労働者の増加に伴い、外国にルーツをもつ子どもたちが地域の学校に通うケースが増加し、日本語習得をはじめ、交友関係や進学・就職など学習面・生活面で困難をかかえる事態に対処する必要がある。

以上で述べたとおり、九州の近隣である熊本県と佐賀県は解決が求められる教育課題が共通して存在している。

（２）設置の趣旨

前述のように、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、教員一人ひとりに求められる役割の拡大に伴い、教職員の長時間勤務の解消や安定的な教員確保の課題が顕在化している。そのため、教員養成機関である佐賀大学及び熊本大学は、各県・市と連携を図り、地域の教育課題の解決に資する教育課程を編成し教育機能のより一層の強化を図りながら、地域拠点の教員養成機関としての役割を果たす必要がある。

以上を踏まえ、佐賀大学と熊本大学の 2 大学が一つの教員養成課程を共同で運営する「共同教員養成課程」を設置し、地方の高等教育（教員養成）機関として、それぞれの教育行政機関と密接に連携を図りながら地域の教育課題の解決に資する大学運営を目指す。

共同教員養成課程の構成としては、佐賀大学の従来の2コース4専攻、熊本大学の3コース11専攻を、「小中連携教育コース」及び「教育支援探究コース」の2コース制とし、「小中連携教育コース」に「小学校教育主免専攻」及び「中学校教育主免専攻」を、「教育支援探究コース」に「発達支援専攻」及び「特別支援教育専攻」をそれぞれ配置する【資料1：教育学部組織改編図】。なお、熊本大学教育学部の従来の「養護教育コース」については、別途「養護教諭養成課程」を設置する。

本共同教員養成課程設置の理念は、複雑で多様な教育課題に対応できる「しなやかな教師力」をもった教員を育てることにある。社会のグローバル化や情報化、少子高齢化など急激な社会の変化に伴う複雑で多様な教育課題に対応できる「しなやかな教師力」をもった教員の育成を目指す。子どもたちにとって、変化の激しい時代を生き抜いていくためには、困難な状況に直面してもしなやかに立ち直り、乗り越えようとする力「レジリエンス」の育成が重要であり、レジリエンス教育を行う教員自身にとってもしなやかな力が求められる。

本課程では、教員にとっての「しなやかさ」を教員にとって必要な「強さと柔らかさ」、すなわち確固たる教育理論に裏打ちされた「強靱な思考力」と個々の児童生徒の教育のニーズに則して臨機応変にかつ温かな寛容性をもって対応できる「柔軟な対応力」とを兼ね備えていることを意味する。次期学習指導要領の全面改訂における諮問のなかで特に強調されている項目の一つが、「“学校がそれぞれの課題に応じたカリキュラム編成ができる柔軟な教育課程”の編成について」である。各学校単位で学校の抱える課題に応じた柔軟なカリキュラム編成を可能にするのは、本教育課程における教育理念である教員のしなやかさである。教育理論に裏打ちされた「強靱な思考力」と臨機応変かつ寛容性を備えた「柔軟な対応力」を兼ね備えた教員が、自主・自律的な行動を取りながら、お互いを尊重し合い、必要に応じて協働することにより達成できるものと確信する。

上記の目的を達成するために必要な教育課程を以下の8項目にわたって問題点を整理しながら編成し2大学が共同で運営していく。

[1] 令和の時代の日本型学校教育の着実な実施に向けて

平成31年(2019年)4月に中央教育審議会が文部科学大臣より「新しい時代の初等中等教育の在り方について」諮問され、初等中等教育分科会では「新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会」にて19回にわたる審議を重ね、その間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という危機に直面し、社会の急激な変化のなかで、複雑で予測困難な時代を生きていくために子どもたちに求められる資質・能力を確実に育成する必要性を認識するとともに、幼稚園教育の段階から初等教育、中等教育、そして高等教育の段階に至るまで、すべての教育段階において新学習指導要領の着実な実施が重要であるという「令和の時代の日本型学校教育」の基本方針が示された。

- 1)戦後の経済発展を支えるために「みんなと同じことができる」「言われたことを言われたとおりにできる」など「正解(知識)の暗記」の比重が大きくなり、「自ら課題を見

つけ、それを解決する力」を育成するため、他者と協働し、自ら考え抜く学びが不十分であった。そして、コロナ禍の影響等、予測困難な時代にあって、我々は一人ひとり、そして社会全体も、答えのない問いにどう立ち向かうのかが問われている。目の前の事象から解決すべき課題を見出し、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に議論し、納得解を見出すことなどが、正に新学習指導要領で育成を目指す資質・能力である。そのような子どもの学びに沿いながらその過程を支える伴走者として、教師に求められる資質・能力を育成する教育課程を編成する必要がある。

- 2) 資質・能力を「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」3つの柱に整理した上で、学校教育を学校内に閉じず、地域の人的・物的資源も活用し、社会との連携及び協働によりその実現を図る「社会に開かれた教育課程」を重視する。教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を図る「カリキュラムマネジメント」の確立を図る必要がある。

[2] Society5.0 社会に求められるリテラシー教育の充実

Society5.0 という社会変革も加速度を増し、時代は Society4.0 情報化社会から、様々な技術革新の恩恵を受けながらイノベーションにより新たな社会を創造して行く Society5.0 の時代へと大きく変化している。急激な技術革新の一つひとつが、我々の社会の在り方に大きな変化をもたらし、知識基盤社会の発展を支える「知」がもたらす価値や役割を再認識し、その健全な発展を支えるために、基本リテラシーを修得させる学校教育の役割は今後益々重要になる。

- 1) 数学や科学に関するリテラシーは世界トップレベルである一方、言語能力、情報活用能力、デジタル時代における情報処理（データサイエンス）リテラシー（複数の文書や資料から情報を読み取り、根拠を明確にして自分の考えをまとめる力やテキストや資料自体の質や信憑性を評価する力等）の獲得に課題があることが指摘されていることから、教育の DX 化に伴う基本リテラシー（情報活用能力を柱に）を修得させる教育を行う必要がある。

[3] 子どもたちの多様化に対応する教員の基本的資質・能力の育成

文部科学省「学校基本調査」によれば、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒は増加し続けており、通級による指導を受けている児童生徒の増加とともに、小・中学校の通常の学級に 6.5%程度の割合で発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒も在籍している推計がなされている。さらに、学校に在籍する外国人児童生徒に加え、日本国籍ではあるが日本語指導を必要とする児童生徒も増加しており、日本語指導が必要な児童生徒は 5 万人を超え、10 年前の 1.5 倍に相当する人数となっている。通常の学級を運営する教員にとって子どもたちの多様化に対応する資質・能力を身に付けることは喫緊の課題である。

- 1)障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に教育を受けられる条件整備とは何か、障害のある子どもの自立と社会参加を見据え、一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える指導力とは何か、教員に求められる資質・能力を身に付ける教育プログラムを用意する必要がある。
- 2)外国人児童生徒の母語について多様化が進むなか、日本語の指導や教科の補習等の特別な指導を受けている児童生徒の割合は8割前後にとどまっており、外国人児童生徒等に対しては、学校生活に必要な日本語の学習とともに、日本語と教科を統合した学習や日本語と英語を用いたバイリンガル教育(イマージョン教育)等を通して教科学習に自律的に参加できるように教師の資質・能力を高める教育プログラムを用意する必要がある。

[4] 令和の時代の日本型学校教育における「すべての子どもの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現」のための教員養成カリキュラムの編成

1) 個別最適な学び

基礎的・基本的知識や技能を確実に修得させ、思考力・判断力・表現力や自ら調整しながら粘り強く学習に取り組む態度を育成するためには、子ども一人ひとりの特性や学習進度、学習到達度に応じ、指導方法・教材、学習時間の提供を柔軟に行う「指導の個別化」と子ども自身が自らの学習を最適となるよう調整する「学習の個性化」を実現される必要がある。

2) 協働的な学び

子どもの「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、これまでの「日本型学校教育」において重視されてきた探究的な学習や体験活動などを通じ、多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、持続可能な社会の創り手となるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実させることが必要である。

3) ICT の活用

個別最適な学びと協働的な学びを実現するためには、学校教育の基盤的なツールとして、ICT は必要不可欠なものである。ICT を活用した学びの空間的・時間的制約の緩和、遠隔地の専門家とつないだ授業、他の学校・地域・海外との交流など、ICT を最適に組み合わせることで、これからの学校教育を大きく変化させ、様々な課題を解決し、教育の質の向上につなげていくことが必要である。

[5] 少子高齢化社会を念頭に置いた公立学校運営に求められる教員の資質・能力の育成

我が国では平成 20(2008)年をピークに総人口が減少に転じ、少子高齢化が急速に進展している。これにより、小学校と中学校が1つずつしかないという市町村が233 団体(13.3%)、公立高等学校の立地が0 ないし1 である市町村は、1,088 団体(62.5%)という現状も踏まえると、学校教育の維持と教育の質保証は今後の取り組みの重要課題である。

1) 子どもたちを取り巻く状況の変化如何にかかわらず、すべての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要であり、持続的で魅力ある学校教育ができるように、他の学校との連携の仕方、そのための施設・設備(ICT等)の利用の方策を検討する必要がある。また、学校規模の縮小化やそれに伴う教員配置の制約がある場合に備えて、教職課程において、教員一人で複数の学年の子どもの学びを支える複式学級の運営方法等について実践的に学ぶ教育プログラムを用意する必要がある。

[6] 義務教育 9 年間を見通した教員養成等の在り方と教員就職率向上の方策

義務教育の目的・目標を踏まえ、育成を目指す資質・能力を確実に育むためには、各教科の系統性を踏まえ、学年間・学校間の接続を円滑なものにしながら義務教育 9 年間を見通した教育課程を支える指導体制の構築が必要である。

1) 共同教員養成課程では、一部の専攻を除いて、小学校及び中学校教科または幼稚園、特別支援学校の 2 つの免許を取得することが卒業要件となる。その上で小学校高学年における教科担任制から中学校教科に至るまでの接続を円滑に行うための指導方法等に係る内容を学修できる体制を整える必要がある。

[7] 地域拠点の国立教員養成大学・学部として地域の教育課題解決への貢献：県（市）教育委員会との連携による学部教育の運営

共同教員養成課程の設置にあたっては、地域拠点の国立教員養成大学・学部として地域の教育課題の解決に資する運営を常に連携しながら心掛ける必要がある。学部への入学段階から卒業に至るまで、地域の教育課題や最新の教育事情について学びを深める教育プログラムを協働で運営したり、教員採用に係る特別選考（推薦制度）の在り方について協議したり、自治体の掲げる教育課題に連携して取り組む関係を構築する必要がある。

1) 外国にルーツをもつ子どもたちへの対応の必要性

熊本県では熊本市及びその近隣に人口が集中し、県北県南の多くの市町村では過去 10 年間の人口減少が顕著であり少子高齢化が加速している。その一方、在留外国人の人数は台湾半導体企業の工場稼働や新たな工場建設の影響もあり、年々増加傾向にある。熊本大学教育学部は令和 6 年度から 5 年間にわたって文部科学省の教員講習開設事業費等補助金 地域教員希望枠を活用した教員養成大学・学部の機能強化事業（以下「地域教員支援事業」という。）が採択され、「地域教育実践プログラム」や「国際教育実践プログラム」を運営しながら、地域の学校での教員の仕事について、あるいは英語と日本語を使って学習指導要領に沿った授業運営の方法について学修できる教育プログラムの提供を開始する。

この点、佐賀県にあっても、折からの人手不足を受けて東南アジア諸国等からの外国人労働者が過去最多を記録するなど、在留外国人が、全国でも上位のペースで急増している。

今後は家族同伴の移住も増加し、外国ルーツの子どもたちに対する学習面・生活面でのサポートの必要性は確実に高まるものと見込まれる。両地域・両大学のあいだでの連携・協働を通じて、日本語指導をはじめとした支援ノウハウ等の共有化を図る取組みが求められている。

2) 子どもたちの幅広い特別支援ニーズへの対応の必要性

佐賀県は特別支援クラスの割合が全国で最も高い地域であり、特別支援教育をとりわけ要する県である。佐賀大学教育学部においては特別支援学校教諭免許を取得する割合が全国トップクラスであり、カリキュラムにも支援を必要とする児童、生徒に向けた講義が設定されており、教育委員会と大学が連携して、特別支援教育を推進するさまざまな取組みを行っている。さらに、学校推薦型入試（佐賀県枠）で入学した学生に対しては、令和7年度より地域の教育課題を探究する特別プログラムを設定する。いじめ問題への対処や不登校児支援、外国籍児童生徒の教育サポート等に携わる地域の専門家を講師として講義へ招聘するほか、将来的には、児童養護施設等の見学、地域が実施する発達障害児を対象とした各種サークル等の活動への参加等の活動を設ける計画である。こうした実践的探究を通して、広義の特別支援ニーズへの対応力を具備した人材を地元教育界へ輩出するための教員養成の取組を推進する。

この点、熊本大学教育学部は、これまで不登校児童・生徒への支援や社会教育施設(公民館等)での教育活動等を通じた教育臨床活動の実践を積み重ねてきた経験の蓄積を有している。両地域・両大学間での連携・協働を通じて、不登校や子どもの貧困などをふくめた地域の教育課題に関する状況認識や対処手法の共有化を進める取組みが求められている。

[8] 国立教員養成大学・学部による共同教員養成課程の設置：少子高齢化に伴う高等教育機関の機能維持のための具体的方策

これからの人口動態の推移に目を向けるならば、生産年齢人口の急激な減少に伴う少子高齢化が進行し、18歳人口が112万人（2022年）から102万人（2032年）さらにコロナ禍の影響もあり2040年には78万人と急速な減少に伴い社会の変化に与える影響、特に高等教育機関の機能をどう維持するかという課題は地方の教員養成大学・学部の存続を左右する課題である。今後の国立大学の運営規模の検討は、同時に教員養成学部をどのような運営形態で維持するかという問題とも連動するものである。国立大学においては1大学1教員養成課程の運営形態から、複数大学で1教員養成課程の運営形態へ移行プロセスをできるだけ早期に実行できるように備えるための検討も必要である。

(3) 養成する人材像

グローバル化や情報化、少子高齢化など急激な社会の変化にともなう複雑で多様な教育課題に対応できる、幼児・児童・生徒の心身の発達を長期的・連続的かつ多面的・多角的な

視点から理解し支援しうるくしなやかな教師力>をもった人材の養成をめざす。

子どもたちが変化の激しい時代を生き抜いていくためには、困難な状況に直面してもしなやかに立ち直り、乗り越えようとするレジリエンスの育成が重要となるが、こうしたレジリエンス教育を行う教師自身にもしなやかな力が求められる。

しなやかな教師力とは、教師にとって必要な「強さと柔らかさ」、すなわち、確固たる教育理論に裏打ちされた「強靱な思考力・豊かな専門性」と、個々の児童生徒の特別支援をはじめとする多様な教育ニーズに即して臨機応変に、かつ温かな寛容性をもって対処できる「柔軟な対応力・頼もしい実践力」とを兼ね備えるものである。

各教育段階を接続するスムーズな学びを実現する教育実践に力を入れる佐賀大学と、子どもの教育・心理を理論的に深める学びに特色をもつ熊本大学とが一体となることで、学生たちは確かな専門性と実践力とを身につけることができる。さらに、佐賀と熊本それぞれの地域固有の教育課題やその解決事例を知ることによって、教育現場における諸問題に多面的・多角的なアプローチで臨むことが可能になることのほか、多様な学生間の交流により豊かな人間性を獲得することも可能となる。

佐賀大学教育学部では、すでに多くの学生が特別支援教育の知識・技能を修得しているとともに、地域枠（推薦入試佐賀県枠）を中核として、外国ルーツの子ども支援をふくめた地域教育課題の探究プログラムを拡充させる計画である。他方、熊本大学教育学部では、これまで不登校児童・生徒への支援や地域を拠点とした教育活動に注力してきたことに加え、推薦入試に「国際枠」を設置し、教育の国際化に資する人材（英語によるイマージョン教育を実践する人材）を育成する計画である。共同教員養成課程では、両学部が相互提供し合う「先端的教育科目」（大学が独自に設定する科目）等における知見や経験の交換・対照を通じて、これら双方の強みが足し合わされる相乗効果が生まれ、子どもたちの多様な「困り感」に対する広汎かつ適切な感応力や対処力を備えた教員を送り出すことができる。

こうした地域の教育課題に対応する資質・能力を備えた学生の育成が、本課程の養成する人材像である。

（４）卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

◆人材育成の目的・学位授与の方針

教育学部は、幼児・児童・生徒の心身の発達を長期的・連続的かつ多面的・多角的な視点から理解し支援するための確かな専門性と、現代社会の複雑で多様な教育課題に柔軟に対応できるしなやかな実践力を兼ね備えた、人間性の豊かな学校教員の養成を目的とします。

○小中連携教育コース

小中連携教育コースでは、教育学部の教育目的を踏まえ、小学校から中学校までの義務教育９年間における児童・生徒の心身の発達過程の特性に応じた教育の系統性を理解し、各教科の本質や意義、教育内容、学習指導方法について造詣を深め、実践的な指導技術を身につけた教員養成を行うことを教育目的とします。こうした本コースの教育目的に基づ

いて編成・実施する教育課程において所定の単位を修得し、教育学部の学修成果、及び大学が定める学修成果を獲得した者には、学士（教育学）の学位を授与します。

○教育支援探究コース

教育支援探究コースでは、教育学部の教育目的を踏まえ、現在の家庭・学校・地域が抱える教育的課題の解決を視野に入れつつ、幼児・児童・生徒の生活・発達・学習について、教育学や心理学、幼児教育、特別支援教育などの観点から専門的な知識や技能を学び、幼児期から青年期にかけての子どもたちの心身の発達や学びを支えるための教育能力をもった教員養成を行うことを教育目的とします。こうした本コースの教育目的に基づいて編成・実施する教育課程において所定の単位を修得し、教育学部の学修成果、及び大学が定める学修成果を獲得した者には、学士（教育学）の学位を授与します。

◆本共同教員養成課程が定める学修成果

- ①現代社会における教育と子どもに関わる課題に取り組むために必要な、文化・社会・自然・生命に関する幅広い知識・技能を持ち、多面的な考察による解決法を提案できる。
- ②教員として求められる読解力・文章表現力・数的処理能力及びICTリテラシーや情報収集分析能力を身に付け、他者と協働しながら課題を解決するコミュニケーション力を備えている。
- ③学校教育、教職、教科についての基本的理論及び概念を説明することができ、子どもたちへの指導力の向上を常に探究し、子どもたちの発達段階や個性に応じた指導ができる。
- ④教科及び教科教育等に関する専門知識と技能を持ち、教育課題の発見と解決に取り組むことができる。
- ⑤グローバル社会へ対応するための外国語運用能力や、異なる文化や価値観に対する多面的・多角的な思考力を教育活動に活かすことができる。
- ⑥学校教育の課題について地域社会と協働し、解決に取り組むことができる。
- ⑦教員としての倫理観と豊かな人間性を備え、使命感を持って子どもたちの成長を支えることができる。

（５）教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

本学部の学位授与の方針を踏まえ、教員として必要とされる専門的・実践的な知識や技能の修得を目的とするとともに、複数の校種の教員免許取得を可能とする教育課程を編成します。

①教育課程の編成

- 1)効果的に学修成果を上げるために、教養教育科目と専門教育科目を順次的・体系的に配置した教育課程を編成します。

- 2)教養教育科目については、教員等に求められる資質能力を高めるために、豊かな人間性の基盤となる広い視野と深い教養を身に付ける科目を配置します。
- 3)専門教育科目については、より多面的・多角的な視点から教員として必要とされる体系的な知識や技能の修得を目的として、各分野に対応した以下の科目を学びの順次性・学問的体系性に基づき配置します。
- 1.学校教育に関わる基礎的知識・技能を修得する科目
 - 2.教育分野の現代的課題を発見し解決に取り組むための専門的知識・技能を修得する科目
 - 3.確かな指導力を身につけ教員としての資質能力の向上を目的とする科目
 - 4.教科の指導法、各校種に関わる専門性、子どもの発達への理解、それらに基づく教育段階の連携・接続の在り方を探求し、子どもへの実践的指導力を修得する科目
 - 5.多様な文化や価値観、地域社会との関わりについて知見を深め、協調性、協働性を育てる科目
 - 6.教員としての倫理観と社会的責任感を身につけた、自律した人材を養成する科目
 - 7.4年間にわたる学修の集大成として、学生自ら定めた研究課題について取り組む卒業研究

上記の編成方針を図に示したものが【資料2：共同教員養成課程・教育課程の編成】である。共同教員養成課程では、一方の大学で開講した授業をパートナー大学に提供する「共同科目」、シラバスを共通化して両大学それぞれで開講する「シラバス共通科目」、それぞれの大学でのみ開講する「独自科目」の3つの開講区分を設定する。このうち「共同科目」は、お互いの大学の強み（担当教員の専門性等）を活かして開講することで、これまで単独で開講していた授業内容をより高度化することを目指す。また、教員免許を取得するために必要な科目に加え、「先端的教育科目」として現代的な教育課題を探究する科目や、各教科の指導法・特別支援教育・学校経営等の高度化を図る科目や、初年次教育として学校体験活動や幼小連携・小中連携に関する科目などを配置することにより、入学から卒業まで一貫性・系統性のある教育課程を編成する。

②教育の実施体制

- 1)授業科目の教育内容ごとに、その分野の授業を行うのに適した専門性を有する教員が講義を担当し、科目によっては多面的・多角的な考察を可能とするために複数の担当教員を配置します。
- 2)順序立てて体系的な知識や理論、技法を学べるように、授業科目の学年配当などを工夫するとともに、教員同士で相互に連携して担当科目間の一貫性を確保します。

③教育・指導の方法

- 1)対面やオンライン、あるいはそれらを組み合わせた形態の講義のほか、実験・実技・実習及びフィールドワーク等による実践的学習や体験学習をバランスよく組み合わせて学修効果を高めます。
- 2)学生が主体的学修と問題解決法を修得していくことを目指して、ディスカッションやプレゼンテーションなどを取り入れた授業を積極的に行います。

④学修成果の評価

- 1)授業科目の学修成果を評価するために、授業科目担当教員は、測定する到達目標の特性に応じて、筆記試験、レポート、論文、作品、発表、活動内容等により多面的に、また公正かつ確かな評価を行う。
- 2)個別の授業科目の成績評価方法については、シラバスに明示します。
- 3)成績評価は成績評価基準に基づき判定します。
- 4)教育課程を通した学修成果を、各授業科目の成績、取得単位数、GPA及び外部試験の得点等を用いて総合的に評価します。
- 5)成績評価の結果は、評価分布等を使用して定期的に点検を行い、必要に応じて教育方法等の改善を行います。

(6) 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

◆求める学生像

教育学部（共同教員養成課程）では、以下のアドミッション・ポリシーに適合する人材を選抜するために、一般選抜及び特別選抜を実施し、多様な人材を積極的に受け入れることを目指しています。

1. 現代社会の幅広い分野の諸問題に興味・関心をもつとともに教員を目指す強い意志と情熱をもち、子どもの教育と社会的活動に関わる問題解決に意欲的に取り組む人
2. 高等学校までの教科等の学習に基づく幅広い基礎的学力や技能を備え、専門職としての教員に必要な知識・技能の修得に積極的に取り組む人
3. 主体的な行動力や他者との基本的なコミュニケーション能力をもち、多様な人々と協働して学ぼうとする人

一般選抜では、入学の機会を広く保障するために、アドミッション・ポリシーを踏まえ本学部への入学を希望し、受験資格を有する全ての者を対象とし、佐賀大学では「前期日程」及び「後期日程」、熊本大学では「前期日程」の入試区分により選考します。また、特別選抜では、一般選抜では評価が難しい多様な能力や資質を有し、本学部への志望動機が明確で意欲的な入学希望者を対象とし、佐賀大学では「学校推薦型選抜」及び「総合型選抜」、熊本大学では「学校推薦型選抜」の入試区分により選考します。（詳細については「10. 入学者選抜の概要」（入学者選抜の基本方針）を参照）

(7) 3つのポリシーの関係性

共同教員養成課程のディプロマ・ポリシーでは、教育学部は、幼児・児童・生徒の心身の発達を長期的・連続的かつ多面的・多角的な視点から理解し支援するための確かな専門性と、現代社会の複雑で多様な教育課題に柔軟に対応できるしなやかな実践力を兼ね備えた、人間性の豊かな学校教員の養成を目的としている。

この目的を達成するため、カリキュラム・ポリシーでは、教員として必要とされる専門的・実践的な知識や技能を修得し、複数の校種の教員免許取得を可能とする教育課程を編成し、アドミッション・ポリシーでは、現代社会の幅広い分野の諸問題に興味・関心をもつとともに教員を目指す強い意志と情熱をもち、子どもの教育と社会的活動に関わる問題解決に意欲的に取り組む人、高等学校までの教科等の学習に基づく幅広い基礎的学力や技能を備え、専門職としての教員に必要な知識・技能の修得に積極的に取り組む人、主体的な行動力や他者との基本的なコミュニケーション能力をもち、多様な人々と協働して学ぼうとする人を求めている。

以上について、3ポリシーの関係性を【資料3：共同教員養成課程における養成する人材像及び3つのポリシーの相関関係】で示す。

2. 学部・学科等の特色

共同教員養成課程の基本コンセプト：

複雑で多様な教育課題に対応できる<しなやかな教師力>をもった教員を育てる
グローバル化や情報化、少子高齢化など急激な社会の変化に伴う複雑で多様な教育課題
に対応できる<しなやかな教師力>をもった教員の育成を目指す。

子どもたちが変化の激しい時代を生き抜いていくためには、困難な状況に直面してもしなやかに立ち直り、乗り越えようとする力「レジリエンス」の育成が重要であり、レジリエンス教育を行う教員にもしなやかな力が求められる。

しなやかな教師力とは、教員にとって必要な「強さと柔らかさ」、すなわち、確固たる教育理論に裏打ちされた「強靱な思考力・豊かな専門性」と、個々の児童生徒の特別支援をはじめとする多様な教育ニーズに即して臨機応変に、かつ温かな寛容性をもって対処できる「柔軟な対応力」とを兼ね備えるものである。

子どもの教育・心理を理論的に深める学びに特色をもつ熊本大学と、各教育段階を接続するスムーズな学びを実現する教育実践に力を入れる佐賀大学とが一体となることで、学生たちは確かな理論と実践力とを身につけることができる。さらに、熊本と佐賀それぞれの地域固有の教育課題やその解決事例を知ることによって、教育現場における諸問題に多角的なアプローチで臨めるようになる。

佐賀大学は「高校3年間と大学の4年間で未来の教師を育む」という視点に立った「継続・育成型」の高大連携教育プログラム「教師へのとびら」を全国に先駆けて取組み、地域の教育に貢献できる教員の養成を目指し、全国的にも注目されている。熊本大学は不登校児童・生徒への対策として、相談相手の学生を派遣するユア・フレンド事業を継続している。こうした特色のある取り組みも活かした相乗効果（シナジー）により、両大学による共同教員養成課程は、学生たちに強靱な思考力と柔軟な対応力の修得を可能にするものと期待できる。

<佐賀大学の強み・特色>

- ・小1プロブレムや中1ギャップ、小学校の教科担任制に対応できる教員を養成するため異校種の複数免許が卒業要件
- ・通常学級における支援の必要な子どもの増加に対応できる教員を養成するため、特別支援教育のカリキュラムの充実と特別支援学校の免許取得を推進（特支免許取得率全国トップクラス）
- ・学校現場で即戦力となるよう教育委員会と連携した取組を実施
- ・教員養成学部としての性格を明確にするため、一般の教育学部における教育学・教育心理学の教員組織や学生組織を解体したことにより、教職志望の強い学生が集まり高い教員就職率（80％）を誇る

<熊本大学の強み・特色>

- ・学習指導要領に適合し、英語で教授する小中学校教員の養成
- ・熊本地震を契機とした産学官連携(NTTドコモ他)による教育の情報化
- ・不登校児童・生徒への支援や社会教育施設(公民館等)での教育活動等を通じた教育臨床活動の実践

<取組>

- ・複数の免許取得を推奨し、教員就職の多様性を確保
- ・両大学の強み・特色のあるカリキュラムを組み合わせ、地域の教育課題に対応する多彩な内容の授業を展開（熊本大学：ICT活用、佐賀大学：特別支援教育）
- ・複数の教科教育担当教員による指導により多様な教科観を持った教員を養成するため、小学校指導法のクロス履修（1単位はパートナー大学の教科教育の教員の授業（オンライン）を受講、1単位は自大学の教科教育の教員の授業（対面）を受ける。対面授業ではコアカリキュラムにある模擬授業等を通して実践的な力を身に付ける。）
- ・県・市教育委員会と連携・協働のもと、入学前・入学後の学修・教員採用までの一貫した取組を実施
- ・1年次から卒業まで、一人ひとりの学生に対応した修学・生活・教員採用試験の指導を切れ目なく実施

また、共同教員養成課程として、各大学が佐賀県及び熊本県の教育委員会との連携により次の取組を実施することにより、各県の地域固有の課題に対応した教員の継続的・安定的な養成・確保に繋がるものとする。

<佐賀大学と教育委員会>

【課題】

佐賀県内で小学校教諭一種免許を出している大学は佐賀大学と西九州大学だけであり、中学校、高等学校教諭の一種免許状をフルスペックで出している県内唯一の大学として地域に対して継続的・安定的に実践力を備えた教員の輩出

【取組】

- ・高大連携教育プログラム「教師へのとびら」という特徴的な育成プログラムを実施
- ・現場の課題に即し、1 年次から段階的に学校体験活動、現場体験ができる地域課題に対応したカリキュラムを構築
- ・学校推薦型選抜Ⅰにおいて、第一次審査を佐賀県教育委員会が行い、佐賀県内で教職に就く意思の強い学生を募る
- ・「学校支援活動」への派遣・受入れ、「教職実践演習」の見直しなど、学部と教育委員会が連携したカリキュラムの改善、構築
- ・ICT 活用、いじめ防止、指導力向上などに向けた共同研究

<熊本大学と教育委員会>

【課題】

教育のグローバル化に対応する教員の養成

【取組】

- ・佐賀大学の取組を参考に、高大連携事業を実施
- ・現場の課題に即し、1 年次から段階的に学校体験活動、現場体験ができる地域課題に対応したカリキュラムを構築
- ・学校推薦型選抜に地域枠・国際枠を設定し、教員採用試験の一次試験を全部免除（特別面接のみ実施）

3. 学部・学科等の名称及び学位の名称

（１）学部・学科等の名称及び理由

本共同教員養成課程の名称及び英語名称は以下のとおりとする。

教育学部共同教員養成課程／(Joint Institute of Teacher Education、Faculty of Education)

学士（教育学）／(Bachelor of Education)

(2) 組織名称を当該名称とする理由

熊本大学においては、既存の教育学部学校教育教員養成課程に代わり、前述のとおり、両大学の強み・特色を組み合わせた新たな教員養成課程として共同教員養成課程を設置し、より効果的な教員養成体制を構築する。また、佐賀大学では、現在、学校教育課程1課程に幼小連携教育コースと小中連携教育コースの2コースを設置して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教員養成を行っている。文化教育学部から教育学部に改称し、課程の編成を変更した際に、学生組織である教育学専修、教育心理学専修、教員組織である教育学・教育心理学講座を解体し、教員養成に特化した学部再編した。改称後も学校教育課程の名称で教員養成を行ってきたが、共同課程の設置を機会に、教員養成に特化した学部であることが明確になるよう、共同教員養成課程に名称変更する。

(3) 学位の名称と当該学位とする理由

佐賀大学教育学部の現在の学位記名称は学位(学校教育)／(Bachelor of School Education)である。これは、学校教育課程、国際文化課程、人間環境課程、美術・工芸課程の4課程で構成された文化教育学部時代の名残である。文化教育学部から教育学部に改称した際には、改組にあたらないため学位の名称変更が行えなかった。今回の共同課程設置を機に、より教員養成に適した名称として熊本大学と同様の学士(教育学)／(Bachelor of Education)に変更する。

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 教育課程の編成方針(カリキュラム・ポリシー)

本共同教員養成課程の学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を踏まえ、教員として必要とされる専門的・実践的な知識や技能の修得を目的とするとともに、複数の校種の教員免許取得を可能とする教育課程を編成する。

(2) 教育課程の編成

教育課程は、教養教育科目及び専門教育科目から構成する。

①教養教育科目

佐賀大学における教養教育科目の区分は、国際的視野を有し、豊かな教養と深い専門知識を生かして社会で自立できる個人を育成することを目的とし、佐賀大学学士力(基礎的な知識と技能、課題発見・解決能力、個人と社会の持続的発展を支える力)を身に付けることを目標として、本学教養教育センターの教育課程編成・実施の方針に即して設定されている。

熊本大学における教養教育科目の区分は、幅広く深い教養、国際的対話力、情報化への対

応能力及び主体的な課題探究能力を備えた人材の育成を目的とし、7つの学修成果（豊かな教養、確かな専門性、創造的な知性、社会的な実践力、グローバルな視野、情報通信技術の活用力、汎用的な知力）の達成を目標とする本学の学士課程全体の方針に即して設定されている。

②専門教育科目【資料4】

専門教育科目の区分は、広い視野と深い教養をもった豊かな人間性を基盤とした小学校教員、中学校教員、特別支援教育の指導者等の養成を目指す本共同教員養成課程各コースの人材養成目的及び学位授与の方針、教育課程の編成方針を踏まえ、教育職員免許法の規定に即して設定する。なお、【資料4】で下線を付した「先端的教育科目」は、両大学の強みを活かし創設するもので、両大学の学生は自らの課題意識に応じて自由に選択可能とする。

(3) 主要授業科目について

本共同教員養成課程においては、養成する人材像を達成するため定める卒業要件を満たすために決められた授業科目である「必修科目」及び「選択必修科目」を主要授業科目と位置づける。主要授業科目は教員免許を取得するために必要な科目と、共同教員養成課程として履修すべきパートナー大学の開設科目 31 単位分を網羅して設定されているため、学生は教員免許の取得及び卒業要件を満たす科目として認識することができ、複雑な履修条件をシンプルに示すことが可能になる。

(4) 単位時間数について

本共同教員養成課程における1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算する。

(5) 1年間の授業時間及び各授業科目の授業期間について

本共同教員養成課程における1時限の授業の標準時間は90分とし、1学年の学期区分は前学期及び後学期からなる2学期とし、各学期の授業期間は15週とすることにより、十分な教育効果を確保することができる。佐賀大学では、前学期・後学期の2学期制であるが、授業回数が8回の授業科目においては、学期を前半・後半の8週ずつに分けて時間割を編成する。熊本大学では、1年を前期・後期に区分したセメスター制を基本としつつ、ターム制も取り入れたカリキュラム編成である。

2単位の講義科目であれば、90時間の学修が必要な内容で構成し、授業は30時間分（2時間×15コマ）となるため、60時間分相当の事前・事後学修（課題等を含む）を課し、個々の科目の目標に到達させるために適切な方法で授業を行う。

5. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

(1) 教育方法

主として1～2年次には、それぞれの大学において、大学教育において身につけておくべき基礎的な素養を体得し、また幅広く深い教養を涵養することを目的として、教養教育科目等を実施する。グローバル社会を生き抜くためのコミュニケーション能力と海外事情に関する基礎知識を修得する外国語科目や社会生活の基本素養であるコンピュータによる電子情報活用法を体得する情報科目を中心に、リテラシーを身につけるだけでなく、新しい知識を獲得するとともに文系・理系にとらわれない幅広い教養を身につけることを重視している。

教養教育と並行し、「教育の基礎的理解に関する科目」、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「特別支援教育に関する科目」等の専門教育については、1年次から順次開講し、校種や教科などの個別領域の学びをより効果的にするために、教育制度の概要を理解し、それぞれの学生が目指す校種や教科が教育課程上どのように位置づけられるのか、学校とは何か、子どもとは何かを、幅広い視野をもって考える科目である専門教育科目を中心に学び、教育実習（主として3年次に実施）を中心とする「教育実践に関する科目」における実践に必要な知見と技能を習得させる。

3～4年次には、1～2年次までに学んだことを土台にして、小学校や中学校などの校種独自の科目についての専門的な知識、その教授方法の修得、さらにはこれら二つを組み合わせた教育実践（教育実習等）という三つの段階を効果的に学べる科目である専門科目を中心に学ぶことを原則とする。

「教科及び教科の指導法に関する科目」等の専門教育科目では、各コース・専攻が目指す人材養成のために講義、演習、実習、実験等を行うが、理論と実践の往還や技能習得のため、教員と学生との双方向的なやり取りを重視し、それを可能にする学生数とする。3年次後学期以降の専門教育科目では、教育実習における実践についての省察や4年間の学びの総括としての卒業研究を行う。

「大学が独自に設定する科目」について、佐賀大学では、2年後学期必修の教育実践フィールド演習Ⅰ、3年前学期必修の教育実践フィールド演習Ⅱを開講する。1年次に実施する佐賀県内の協力校における学校支援活動（教育実習参加要件）による教育現場体験を土台として、教育実践フィールド演習Ⅰでは佐賀市内の協力校での3日間の体験活動において、子どもと関わりながら子ども理解を深め、様々な教育活動に参加するとともに学習指導や学級運営の補助を行うことで学校や教員の役割や業務についての理解を深める。それらの土台の上に教育実践フィールド演習Ⅲでは、大学教員と附属学校・代用附属学校による指導のもとで、9月に実施する教育実習中の1単位時間の授業づくりの課題に取り組む。このように1年次から、佐賀県、佐賀市の協力校や附属学校での現場体験を系統的に積み重ねることで、教職への理解を深め、教員として必要な資質・能力を修得させる。

熊本大学では、教職実践基礎セミナー、初等教育課題探究、小学校教科指導探究、実技系教科指導探究については、1クラスが10～20名になるように設定し、学生の主体的な問題解決を中心とした授業を行う。このことにより、「教育の基礎的理解に関する科目」や「教科及び教科の指導法に関する科目」等において学んだ内容が教育実習等における実践に活かされるよう工夫する。

「教育実践に関する科目」については、佐賀大学では、1年次の学校支援活動や2年次の教育実践フィールド演習Ⅰの実践的科目での学修成果を土台として、3年次9月に各専攻の主免の教育実習（小学校教育主免専攻、発達支援専攻、特別支援教育専攻は、小学校教育実習Ⅰ・Ⅱ、中学校教育主免専攻は中学校教育実習Ⅰ・Ⅱ）に参加して教員としての資質・能力を修得する。特別支援教育専攻では3年次2月に障害児教育実習を行う。4年次9月に各専攻の併免の教育実習（小学校教育主免専攻は中学校教育実習Ⅰ、中学校教育主免専攻は小学校教育実習Ⅰ、発達支援教育専攻は幼稚園教育実習Ⅰ、特別支援教育専攻はいずれかの教育実習Ⅰ）を行う。更に他校種、他教科の免許取得を希望する者は、必要に応じて教育実習を行い教員としての資質能力を高める。4年次後学期には教職実践演習において、4年間の学びの成果と教職への自己の課題を総括する。熊本大学では、1年次には実践への導入に当たる1年次教育実習、2年次には授業実践を観察する2年次教育実習を行い、附属学校及び連携協力校等において実施される3年次教育実習・障害児教育実習及び副免許取得に関わる4年次教育実習につなげる。また、4年次後学期には、教職実践演習において教育実践に関する学びの省察を行う。

以上のような一連の学びについては、2年次と3年次の終了時と4年次の教職実践演習の履修前に学生個人で省察し、履修カルテに記入する。そして、理論と実践の往還を促すという観点から、各学生の担当教員が履修カルテの内容に関する評価と助言を行う。

卒業要件は、本学における教養教育の履修単位数と各コース（専攻）の主免許取得に必要な単位数に加えて、大学が独自に設定する科目、各コース（専攻）の専門性の育成に必要な科目および卒業論文研究等の単位数を加え、佐賀大学127単位、熊本大学124単位とする。小中連携教育コースでは小学校及び中学校各教科の教諭免許状を取得することを卒業要件とし、小学校教育主免専攻では小学校教諭一種免許及び中学校教諭二種免許を、中学校教育主免専攻では各教科の中学校教諭一種免許及び小学校教諭二種免許を取得する。教育支援探究コースでは小学校教諭免許に加え、発達支援専攻では幼稚園教諭免許または社会教育主事、学芸員、公認心理師受験資格を得ること、特別支援教育専攻では特別支援学校教諭一種免許を取得することを卒業要件とする。

履修モデルは、各コース（専攻）のカリキュラムを基本とする。必要に応じ、所属コース（専攻）のカリキュラムに他のコース（専攻）のカリキュラムを組み合わせたものとする。学校現場においては、小学校と中学校あるいは小学校と特別支援学校などの複数の免許の取得が期待されているため、各コース（専攻）のカリキュラムマップを組み合わせ、4年間で複数の免許取得が可能な履修モデルを提示する【資料5】。

なお、佐賀大学では、1年次から3年次における各年次及び前学期、後学期の各学期それぞれの登録上限単位数を設ける。合わせてGPA値に基づく特例対象者には上限を超えた履修登録を可能としている。これは、チューター制度を活用した履修指導を行いながら、複数校種免許取得を促しつつも単位の実質化を図り、学習時間の確保や適正な科目履修による確かな学修成果を目指すためものである。

熊本大学では、単位の実質化を図るため、教養教育科目について、履修登録の上限を前学期8単位、後学期は前学期修得単位数を含め16単位とする。専門教育については、小・中一貫教育等に対応した複数免許の取得を促進する必要があることや、理論と実践の往還の実現のため教育実習を早期化する計画であることから、一律に履修科目の登録上限を設ける代わりに、修得単位数やGPAを目安として、履修科目数に見合った学修時間が確保されていない可能性がある学生をリストアップし、指導教員による個別指導を行うことにより、履修科目数の適正化及び学修時間の確保に努める。

また、1～4年次を通じた教育方法として、「共同教員養成課程履修ハンドブック（仮）」を1年次全学生に配付して教育指導を行う。これにより、共同教員養成課程のカリキュラムや履修方法などについて学生が4年間を俯瞰して主体的に学習ができるように指導を行っていく。

また、両大学でこれまで行われてきた1～4年次を通じた履修指導についても継続して実施する。佐賀大学で運用してきた「学修ポートフォリオ」【資料6】及び「教職カルテ」【資料7】と、熊本大学の「教育実習ガイドブック」【資料8】及び「履修カルテシステム」【資料9】を用いて4年次を通じた教育指導を行う。「学修ポートフォリオ」は卒業認定・申請システムともリンクした全学共通の内容であり、単位の履修状況や成績、学士力の達成状況、学生生活などについて各学期の目標と評価をチューターとチューティーが確認し合い、チューティー一人ひとりに応じた指導を行う。「教職カルテ」は教育学部生全員と他学部の教職履修者が自己の成長の足跡を記録するもので、教育学部生の場合は入学時からの教育観や教職観の変容、介護等体験、学校支援活動、教育実践フィールド演習Ⅰ・Ⅱ、主免教育実習、併免教育実習等における成果と課題を自己分析し、学期ごとにチューターの指導を受けることで、教職への理解を深めるとともに意欲を高めさせる。一方、熊本大学では学務情報システムと連動した「履修カルテシステム」を開発・運用しており、学生は年次ごとにこれまでの履修状況を踏まえて教職に必要な資質・能力が備わっているかを省察し、次の学習課題を見出すことができる。共同教員養成課程においても履修カルテシステムを活用して指導を行う予定である。また「教育実習ガイドブック」は教育実習に関する手引書で、教育実習の目的や意義、公開授業の進め方など、実習の基礎・基本について、より具体的にわかりやすく個別的なスキルや知識、心構えなどを学ばせることを目的とした冊子である。これら二つの教材を1年次から組み合わせて学生を指導していくことによって、学生自身の意識やスキルを主体的に、かつ4年次まで継続的に高めさせ、より効果的な実習指導を行うことができる。

授業科目は、両大学のキャンパスが離れていることを踏まえ、3つの開講形態に分類できる。具体的には、一方の大学の教員、教育手法、知見等の教育資源の特色を生かした内容を扱う「共同科目」、両大学の教育資源を組み合わせた共通シラバスに基づく内容の「シラバス共通科目」、特定科目の実験や実習他、シラバスを共有することが困難なため、各大学が独自に開講する「独自科目」である。また、パートナー大学の教員の授業を受ける共同科目は、双方向同時配信のオンライン授業等による遠隔授業で実施し、学生・教員にキャンパス間移動等の負担が生じないようにする。

【資料 10：佐賀大学・熊本大学教育学部共同教員養成課程に係る科目の整理・名称等】

（２）履修指導方法

学生は入学を許可された大学に本籍を置き、学生生活上の厚生指導その他学生生活に関する指導は、本籍を置く大学において行うものとする。なお、緊急を要するなどの特別の場合には、パートナー大学が措置することができる。

① 学生による複数免許取得の決定の時期

佐賀大学では、全員が複数校種の教員免許を取得することを卒業要件とし、所属する専攻、教科が決定した時点で卒業とともに取得できる教員免許の種類が決定する。総合型選抜Ⅰで入学した学生は、受験した適性検査の種類により、小学校教育主免専攻または中学校教育主免専攻の所属教科が決定する。総合型選抜Ⅱで入学した学生は、小学校教育主免専攻または中学校教育主免専攻の理科か数学に決定する。学校推薦型選抜で入学した学生は、全員特別支援教育専攻に所属する。学校推薦型選抜佐賀県枠により入学した一学生は、入学までに本人が申請した教科（小学校教育主免専攻）に所属する。一般入試により入学した小学校教育主免専攻の学生は、入学までに希望する所属教科を複数申請し、入試の成績により配属教科が決定する。一般入試により中学校教育主免専攻に入学した学生は、入学までに本人が申請した教科（中学校教育主免専攻）に所属する。一般入試により入学した教育支援探究コースの学生は、入学後の新入生オリエンテーションの説明を聞いて、発達支援専攻か特別支援教育専攻かを決定する。決定した専攻、教科により取得する教員免許は、小学校教育主免専攻では小学校教諭一種免許状に加え所属教科の中学校教諭二種免許状、中学校教育主免専攻では所属教科の中学校教諭一種免許状に加え小学校教諭二種免許状、発達支援専攻では小学校教諭一種免許状に加え幼稚園教諭二種免許状、特別支援教育専攻では小学校教諭一種免許状に加え特別支援学校教諭一種免許状となる。履修の仕方によって卒業要件以外の教員免許の取得も可能である。

熊本大学では、小学校教諭一種免許状に加え、中学校（高等学校）・特別支援・幼稚園のいずれかの二種免許以上の取得（たとえば、小学校教諭一種免許状と中学校教諭二種免許状（英語）の組み合わせなど）を、小学校主免専攻の全学生に対して求めている。小学校教諭一種免許状に加えて取得する免許を「二枚目の免許」と呼ぶ。二枚目の免許としてどれを選

択するかについては、1 年次に学生に検討させ、1 年次終了時には決定しているように指導する。こうして学生は 1 年次から二枚目の免許の授業を履修する。なお、熊本大学に学校推薦型選抜 II（実技系特色枠のみ）に合格して入学した学生は、入学時点で二枚目の免許が決定しているものとし、当該免許以外の二枚目の免許の取得は認めない（ただし、三枚目の免許としてその他の免許を取得することは可能）。

② コース、専攻等ごとの履修指導

卒業に必要な単位の履修指導は、小中連携教育コースでは教科ごとに履修指導を行い、教育支援探究コースでは専攻ごとに履修指導を行う。卒業要件以外の教員免許の取得を希望する学生に対しては、希望免許種類に関係する教員が履修指導を行う。また、学修状況全般については、担当チューターが各学期に面談を行い、学修指導を行う。

③ 卒業研究題目の決定の時期

卒業研究は、佐賀大学では、論文のほか製作、演奏なども含む。卒業研究の履修は 3 年次前学期終了までに、卒業に必要な単位のうち 7 4 単位以上を修得している者に認める。学生は指導教員と相談の上、卒業研究の題目を定め、3 年次の 1 月 20 日までに履修届を提出する。卒業研究の着手にあたっては、所属する専攻、教科により 4 年次までに履修しておかなくてはならない科目、4 年次に履修しなくてはならない科目が定められている場合もある。卒業研究の単位は通年で 4 単位とし、大学における 200 時間の学修時間と自己の主体的学修時間を必要とする。熊本大学では、学生による経過選択を重視する。教員免許に必要な科目以外に、自由履修科目の履修を促し、3 年次末までにテーマを決定させる。本格的な卒業研究指導は 4 年次 4 月からとなる。学生は卒業研究のテーマに応じた科目グループを選択し、当該科目グループの教員が単独または共同で卒業研究を指導する。

（3）卒業要件

①教養教育科目

佐賀大学：教養教育科目 27 単位以上

- 1) 大学入門科目 2 単位
- 2) 共通基礎科目 7 単位以上
- 3) 基本教養科目 10 単位以上
- 4) インターフェース科目 8 単位以上

熊本大学：教養教育科目 27 単位以上

- 1) 基礎科目 11 単位
- 2) 教養科目 13 単位以上
- 3) 教職科目 3 単位

②専門教育科目

専門教育科目の卒業要件は、専攻毎に以下のとおりとする。

佐賀大学：100 単位

小学校教育主免専攻

- 1 先端的教育科目 6 単位
- 2 初等教科及び教職に関する科目
 - 2-1 教科及び教科の指導法に関する科目 31 単位
 - 2-2 大学が独自に設定する科目 4 単位
 - 2-3 教育の基礎的理解に関する科目 2-3～2-5 の合計 28 単位
 - 2-4 道徳、総合的な学習の時間等に関する科目
 - 2-5 教育実践に関する科目
- 3 中等教科及び教職に関する科目
 - 3-1 教科及び教科の指導法に関する科目 12～22 単位(所属教科により異なる)
 - 3-2 教育の基礎的理解に関する科目 2-2～2-4 の合計 3 単位
 - 3-3 道徳、総合的な学習の時間等に関する科目
 - 3-4 教育実践に関する科目
- 4 自由選択科目 2～12 単位(所属教科により異なる)
- 5 卒業研究 4 単位

中学校教育主免専攻

- 1 先端的教育科目 6 単位
- 2 初等教科及び教職に関する科目
 - 2-1 教科及び教科の指導法に関する科目 16 単位
 - 2-2 大学が独自に設定する科目 4 単位
 - 2-3 教育の基礎的理解に関する科目 2-3～2-5 の合計 26 単位
 - 2-4 道徳、総合的な学習の時間等に関する科目
 - 2-5 教育実践に関する科目
- 3 中等教科及び教職に関する科目
 - 3-1 教科及び教科の指導法に関する科目 28～31 単位(所属教科により異なる)
 - 3-2 教育の基礎的理解に関する科目 2-2～2-4 の合計 5 単位
 - 3-3 道徳、総合的な学習の時間等に関する科目
 - 3-4 教育実践に関する科目
- 4 自由選択科目 8～11 単位(所属教科により異なる)
- 5 卒業研究 4 単位

発達支援専攻

- 1 先端的教育科目 6 単位
- 2 初等教科及び教職に関する科目
 - 2-1 教科及び教科の指導法に関する科目 31 単位
 - 2-2 大学が独自に設定する科目 4 単位
 - 2-3 教育の基礎的理解に関する科目 2-3～2-5 の合計 28 単位
 - 2-4 道徳、総合的な学習の時間等に関する科目
 - 2-5 教育実践に関する科目
- 3 発達支援に関する科目 24 単位
- 4 自由選択科目 3 単位
- 5 卒業研究 4 単位

特別支援教育専攻

- 1 先端的教育科目 6 単位
- 2 初等教科及び教職に関する科目
 - 2-1 教科及び教科の指導法に関する科目 31 単位
 - 2-2 大学が独自に設定する科目 4 単位
 - 2-3 教育の基礎的理解に関する科目 2-3～2-5 の合計 28 単位
 - 2-4 道徳、総合的な学習の時間等に関する科目
 - 2-5 教育実践に関する科目
- 3 特別支援教育に関する科目 26 単位
- 4 自由選択科目 1 単位
- 5 卒業研究 4 単位

熊本大学：97 単位以上（小学校教育主免専攻における実技系入学者は 101 単位）

小学校教育主免専攻

- 1 教育の基礎的理解に関する科目等 30 単位
- 2 教科及び教科の指導法に関する科目（小学校） 31 単位
- 3 教科及び教科の指導法に関する科目（中学校） 12 単位（実技系入学者は 28 単位）
- 4 大学が独自に設定する科目 6 単位（地域枠及び国際枠入学者は 10 単位）
- 5 自由選択科目 12 単位（実技系入学者は 0 単位、地域枠及び国際枠入学者は 8 単位）
- 6 卒業研究 6 単位

中学校教育主免専攻

- 1 教育の基礎的理解に関する科目等 30 単位
- 2 教科及び教科の指導法に関する科目（小学校） 16 単位
- 3 教科及び教科の指導法に関する科目（中学校） 28 単位
- 4 大学が独自に設定する科目 4 単位（保健体育科のみ 5 単位）
- 5 自由選択科目 13 単位（保健体育科のみ 12 単位）
- 6 卒業研究 6 単位

発達支援専攻

- 1 教育の基礎的理解に関する科目等 28 単位
- 2 発達支援教育に関する科目 8 単位
- 3 教科及び教科の指導法に関する科目（小学校） 31 単位
- 4 大学が独自に設定する科目 4 単位
- 5 自由選択科目 20 単位
- 6 卒業研究 6 単位

特別支援教育専攻

- 1 教育の基礎的理解に関する科目等 28 単位
- 2 特別支援教育に関する科目 26 単位
- 3 教科及び教科の指導法に関する科目（小学校） 16 単位
- 4 大学が独自に設定する科目 4 単位
- 5 自由選択科目 17 単位
- 6 卒業研究 6 単位

③パートナー大学の開講科目の単位取得

大学設置基準第 45 条第 1 項において定められている共同学科に係る卒業の要件において、それぞれの大学で必要とされる最低取得単位数の 31 単位以上を踏まえ、パートナー大学の開講科目の単位取得は以下のとおりとする。なお、以下の共同科目 31 単位は主要授業科目として位置付けることにより、学生は卒業要件単位を満たすことで 31 単位以上を取得することになる。

佐賀大学：専門教育科目（卒業研究を除く。）のうち、熊本大学が開講する共同科目 31 単位以上

熊本大学：専門教育科目（卒業研究を除く。）のうち、佐賀大学が開講する共同科目 31 単位以上

6. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合

佐賀大学では、佐賀大学学則第 18 条第 1 項に、授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとして規定されている。同条第 2 項において、前述の授業の方法以外に、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができることを規定している。

また、佐賀大学学則の下に定める佐賀大学における多様なメディアを高度に利用して行う授業に関する要項において、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させる授業の実施方法について、必要な事項を定めている。

特に、当該要項第 3 条第 3 項において、いわゆるオンデマンド型の遠隔授業の実施について、毎回の授業の実施に併せて設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を行うこと、および学習管理システム等に掲示板を設け、学生がこれに書き込めるようにするなど、当該授業に関する学生の意見交換や教員に対する質問の機会を確保することを遵守するものとして明記している。当該要項において、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外で行う授業科目を開講する場合は、授業形態、授業計画、担当教員との交流方法等の詳細について、当該授業科目のシラバスに明記するとともに、多様なメディアの活用方法等を確認することとしている。

【資料 11：佐賀大学における多様なメディアを高度に利用して行う授業に関する要項】

熊本大学では、熊本大学学則第 35 条第 3 項において、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができることを規定している。

これに伴い、特に遠隔授業の基本的考え方、実施方法等について留意事項を定めている。さらに、各授業科目のシラバスに対面・遠隔の別を明記するとともに、メディアを利用して行う授業方法により修得した単位の卒業要件算入上限である 60 単位を超えないよう学務情報システム（SOSEKI）で管理し、適切に運用している。

【資料 12】遠隔授業を実施する場合の留意事項（熊本大学）

7. 実習の具体的計画

ア 実習の目的

幼児・児童・生徒の心身の発達を長期的・連続的かつ多面的・多角的な視点から理解し支援するための確かな専門性と、現代社会の複雑で多様な教育課題に柔軟に対応できるしなやかな実践力を兼ね備えた、人間性の豊かな学校教員の養成を目的とする本学部の人材養成目的及び教育上の目的を踏まえ、教育実習では、実習校の指導教員のもと、教育現場での観察・参加・実践を通じて、教育者としての使命感や責任感を育み、大学で学んだ知識や理論を実際の指導に応用する実践的指導力を養う。また、自身の教育に対する適性や課題を見つめ直し、将来の教員として必要な資質や態度を身につける。

イ 実習先の確保の状況

佐賀大学では、実習先は実習施設一覧【資料 13】のとおり確保されている。教育学部の附属学校園（幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校）を優先的に割り当て、それぞれの校種に関わる教育実習を行う。これとは別に、次のような選択肢も考えられる。

佐賀市教育委員会との間で「佐賀大学教育学部と佐賀市教育委員会との教育実習及び教育実践フィールド演習に関する協定書」【資料 14】を締結しており、その規定に基づき、佐賀市立小中学校において教育実習を行う。これとは別の「佐賀大学教育学部と佐賀市教育委員会との代用附属学校に関する協定書」【資料 15】において、代用附属学校（内訳：小学校 2、中学校 1）を指定しており、教育実習に関しては、附属学校に準じた扱いとする。また、佐賀県教育委員会との間で「佐賀大学教育学部、佐賀大学大学院学校教育研究科及び佐賀県教育委員会における連携・協力協定書」【資料 16】を締結しており、その規定に基づき、佐賀県立特別支援学校において教育実習を行う。

熊本大学では、実習先は実習施設一覧【資料 17】及び受入承諾書【資料 18】のとおり確保されている。

本学部附属幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校では、1 年次から 4 年次までの教育実習（観察実習、副免実習を含む附属校実習）を実施する。

熊本市内及び熊本市外（熊本県内及び熊本県外）の公立小・中学校では、3 年次の協力校実習を実施する。

熊本市内の公立小・中学校については、学校の規模等に応じ、協力校実習のため 1 校あたり 1～10 名程度を配当する。

熊本市外（熊本県内及び熊本県外）の公立小・中学校については、実習生が希望する場合に受け入れを依頼する。本学からは遠隔地となる場合があるが、実習生の希望に基づき、自宅等から通うことのできる学校に配当する。

各校の受入可能人数は、毎年度、教員配置や他大学からの実習生の受入状況等により異なる。年度毎の受入可能人数については、熊本市立小学校については「熊本市小学校長会」、熊本市立中学校については「熊本市立中学校・熊本地区大学教育実習連絡協議会」、熊本市外の小・中学校については熊本県教育委員会等に調整を依頼する。

ウ 実習先との契約内容

佐賀大学では、前項で挙げた協定書に基づき、佐賀市教育委員会あるいは佐賀県教育委員会と協議会（【資料 16】再掲）を設置しており、適宜、これに関わる会議の席上で内容を確認している。

熊本大学では、実習生の受入校については、教育実習に係る「内諾書」や「依頼書」を送付の上、「教育実習に関する申し合わせ」に基づき、教育実習を実施する。

エ 実習水準の確保の方策

佐賀大学では、教育実習に関わる成績評価については、校種ごとに3～4個の大項目（全20項目）を設定して評価する。実習生には、シラバス及び実習日誌に評価基準を記述するとともに、事前指導において周知している。実習校の担当者には、佐賀大学の成績判定基準を示し、適切な評価となるように協議会の席上で依頼している。

熊本大学では、評価基準を項目毎に明記した成績評価票【資料 19】を事前に実習校へ送付し、評価票に沿った実習及び評価を依頼する。

オ 実習先との連携体制

佐賀大学では、附属学校園と代用附属学校に対しては、教育学部教育実習委員会において情報を共有し、密接な連携体制を構築している。その他、佐賀市立小中学校や佐賀県内学校とは、定例の協議会を通して連絡体制等を確認している。

熊本大学では、本学部附属幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校からは、毎月の教育実習委員会に委員が出席し、教育実習に関する協議に参加している。

熊本市立小学校に関しては「熊本市立小学校長会」に配当人数等の調整を依頼する。

熊本市立中学校については「熊本市立中学校・熊本地区大学教育実習連絡協議会」に実習に関する連絡調整を依頼する。実習前後の時期に会合を開き、実習前の確認事項や実習後の反省等を行う。

市外の協力校に対しては、熊本県教育委員会等を通じて実習前の連絡・調整等を依頼する。実習後は打ち合わせにより今後の改善事項等について協議する。

また、本学部において協力校及び附属校関係者と「教育実習反省会」、「教育実習運営協議会」を開催し、反省点及び今後の改善等について協議する。

実習期間中には、担当教員を各校に割り当て、協力校及び附属校園との連絡調整役とする。

カ 実習前の準備状況（感染予防対策・保険等の加入状況）

佐賀大学では、教育実習前に保険に加入していること、健康診断及び麻疹（はしか）の抗体検査とワクチン接種を受けておくことを指導する。また、感染予防対策として、教育実習開始2週間前から教育実習最終日まで、朝の検温と体調チェックを行うよう指導する。

事前指導において、教育実習の意義と留意事項を確認し、意識高く教育実習に臨むことができるよう講義・演習を通して指導する。また、規範意識・倫理感のチェックを行い、特に、児童生徒と個人的に連絡（電話、メール、SNS）を取ることや校外で会うこと、知り得たことを口外することや個人情報を持ち出すこと、体罰、性犯罪につながる行為等、児童生徒を著しく傷つける行為は厳しく禁止し、指導を行う。実習校に持ち込む携帯電話やパソコン等の機材等は、持ち込み申請を行った上で持ち込むよう指導する。

熊本大学では、保険に加入しておくこと、教育実習前に健康診断及び麻疹（はしか）の抗

体検査とワクチン接種を受けておくことを指導、確認する。

冬季の教育実習等参加学生については、インフルエンザ予防接種を受けることとする。

個人情報保護については、実習生は児童や保護者に自分の携帯電話番号やメールアドレス等を教えたり、児童や保護者の携帯電話番号やメールアドレス等を尋ねたりしないこと、実習終了後も児童との個人的な交流をしないこと、また、実習生は児童の写真を撮影したりしないこととする。また、実習期間中、終了後に関わらず、教員としての守秘義務に従い、実習で知り得た児童・生徒の情報や学校での写真等を SNS 等に掲載するなど、児童の個人情報の流布にあたる行為は禁止する。

これらについては教育実習ガイドブックに記載し、オリエンテーション等で指導する。

キ 事前・事後における指導計画

佐賀大学では、学生及びチューターに事前の状況確認を行う。

- ・ 学生：「教育実習前の事前調査」「教育実習前の JAF(自信・安全・不安)チェックシート」「教育実習前の生活習慣チェックシート」
- ・ チューター：「教育実習においてサポートの必要な学生に関する調査」

これらを踏まえて、必要に応じて面談を実施し、配慮や指導の有無を検討し、実習校への情報提供や配慮依頼が必要な場合は依頼する。事前指導では、大学では、教育実習の意義や留意事項の指導を行い、実習校の事前指導にも必ず参加させる。教育実習後は、直後指導では規範意識・倫理感を中心に、事後指導では自身の成長や今後の課題等について振り返りをさせる。

熊本大学では、実習前には全体オリエンテーション及び個別の事前指導により、実習前の学生の状況確認や心構え・注意事項等の指導を行う。また、実習先と実習生とのあいだで事前打ち合わせを行うこととする。実習後には事後指導を行い、実習の振り返りをさせる。

ク 教員及び助手の配置並びに巡回指導計画

佐賀大学では、附属学校、代用附属学校、佐賀市立中学校での実習については、主にチューターによる巡回指導を行う。3年次主免教育実習については、フィールド演習担当教員が実地授業を参観し指導を行う。また、教育実習担当の教員は各校を巡回し、全体的な学生指導・支援にあたる。

熊本大学では、附属学校園における教育実習については、教育実習委員を割り当て、巡回指導を行う。協力校実習については、本学部教員全員に複数校を割り当てる。

実習先が遠隔地となる市外実習については、可能な限り研究授業等の際に協力校を訪問することとし、困難な場合には電話等により状況確認を行う。

ケ 実習施設における指導者の配置計画

佐賀大学では、各校の校長・教頭及び実習担当教員が中心となり、担当教諭を配置し、実

習生の指導や大学との連絡を行う。附属学校及び代用附属学校については、大学の担当主事が適宜相談に応じる。配慮が必要な学生については、事前に相談し、配慮を依頼することがある。

熊本大学では、本学部附属幼稚園・小学校・中学校、特別支援学校においては、各校の教育実習委員が中心となり、担当教諭を配置し、実習生の指導を行う。

協力校においては、各校の校長・教頭及び実習担当教員が中心となり、担当教諭を配置し、実習生の指導や大学との連絡を行う。

コ 成績評価体制及び単位認定方法

佐賀大学では、上記「エ 実習水準の確保の方策」に示した基準に基づいて実習校から提出された成績評価を尊重しつつも、事前指導・直後指導・事後指導などの受講状況等を勘案して、教育学部教育実習委員会が最終決定を行う。

熊本大学では、本学が提示する成績評価票により実習校に評価を依頼する。1～4年次までの教育実習及び事前・事後指導の成績及び出勤状況を総合的に判定して成績判定を行う。

成績判定については、教育学部教授会で承認された基準に基づいて行い、判定結果は事前に各講座に確認を依頼し、教育実習委員会で審議・承認の上、教授会の承認を求めるものとする。

サ その他特記事項

佐賀大学では、介護等体験については、附属特別支援学校と佐賀県内社会福祉施設に分けて実施する。後者については、佐賀県社会福祉協議会の仲介によって配属先を決定していただいており、基本的に、これに基づいて体験活動を実施する。

8. 企業実習（インターンシップを含む）や海外語学研修等の学外実習を実施する場合の具体的計画

熊本大学では、学校推薦型選抜Ⅱのうち「国際枠」で合格し入学した学生を対象に「国際教育実践プログラム」を実施する。具体には、日本の学習指導要領を英語で教授するイマージョン教育を実践形式で学ぶとともに、日本語を母体とした外国人子女への実践教育、本学教育学部附属小中学校国際クラスでの教育実習を実施し、さらに、バイリンガル教育を実施している台湾の小中学校と MOU を締結し、海外教育研修を実施し、当該小中学校での教育を体験させる。なお、当該海外教育研修は、「グローバル教育課題探究」の一環として位置づけ、当該学生は必修科目となっている。

ア. 国際教育実践プログラム受入れ校（台湾 西湖小、西湖中）

R7年3月にMOUを締結した台湾台北市に位置し、バイリンガル教育学校として認定されている西湖国民小学校、西湖実験国民中学校の2つの学校において1週間から2週間程度（実施期間は受入れ校とのあいだで協議中）バイリンガル教育の実際について学修する実践プログラムの準備を進めている。

【資料20：国際教育実践プログラム（海外教育研修）実習施設一覧及び合意覚書（熊本大学）】

イ. 国際教育実践プログラムの学修内容（授業観察／授業運営）

本プログラムの学修内容は、以下の6項目から構成されている。

- (1) オリエンテーション バイリンガル教育学校として学校運営等の特徴について紹介
- (2) 単元作り（学修テーマ、配当時間数、教材研究、教材開発）
 - a. どのようなテーマで授業を行うか（主に技能系教科を対象に授業内容・方法を検討）
 - b. どのくらいの時間数（授業コマ数）を割り当てるか
 - c. 授業のためにどんな教材を用いるか
 - d. 新しい教材を開発する必要があるか
- (3) 授業運営に係る事前指導（バイリンガル授業の指導案について検討を行い、母語指導教員＋英語指導教員の連携方法について確認を行う）
 - a. 授業の指導案をどのように作成するか
指導案を構成する要素を具体化する（授業の目当て、導入、個別の問題を具体的に検討、グループで話し合い、全体で話し合い、授業での学びの省察まとめ）
 - b. 母語指導教員と英語指導教員の連携の仕方について確認する
- (4) バイリンガル 授業観察／ 授業運営（主に実技・技能教科を中心に）
 - a. 受入校指導教員による授業を観察する
 - b. 研修生が授業を運営する
- (5) 授業の振り返り・評価の方法（児童・生徒の授業への参加度、児童・生徒の授業内容の理解度／教員の授業運営に係る内容と方法等について振り返りを行い、総合的に評価する）
 - a. 授業の反省の視点1：児童・生徒は授業にどの程度参加していたか・どの程度集中していたか
 - b. 授業の反省の視点2：児童・生徒は授業の内容をどの程度理解していたか
 - c. 授業の反省の視点3：教員の授業運営はよく事前準備されていたか、スムーズに運営されていたか、子どもの理解度を重視していたか
- (6) 観察授業（授業運営）全般を振り返ったディスカッション（質疑・応答）
 - a. 指導教員の授業を観察して、理解できたこと、理解できなかったこと、提案してみたいこと（新たに試してみたいこと）
 - b. 実際に自分で授業を運営してみて、よくできたこと、よくできなかったこと、改善

を要すること、改善の仕方（方法）、新たに提案してみたいこと

ウ．国際教育実践プログラムの実施方法（部分実施、完全実施）

本実践プログラムは、R 8 年度以降に正式にスタートするが、R 7 年度までは先行実施し、実践プログラム運営上の課題点を整理し改善する。

（１）実践プログラムの部分実施（R6-7 年度試行期間）

- ・実際に指導教員の授業を観察する
- ・学修内容の 6 項目について授業観察者として評価する

（２）実践プログラムの完全実施（R8 本格的実施）

- ・実際に指導教員の授業を観察する
- ・実際に学生自身が自分で授業を運営する
- ・学修内容の 6 項目について授業観察者および授業実施者として評価する

指導 教員	完全 研修	部分 研修	実践研修プログラム
○	○	○	(1)オリエンテーション
○	○	－	(2)単元作り（時間数、教材研究、教材開発）
○	○	○	(3)バイリンガル授業の事前指導
○	○	○	(4a)バイリンガル授業観察
○	○	－	(4b)バイリンガル授業運営（授業実施）
○	○	－	(5)授業の振り返り・授業評価
○	○	○	(6)全体協議、包括的指導

エ．実践プログラムにより期待される学修成果

台湾の国民小学校・中学校でのバイリンガル教育について、(1)実際に指導教員の授業を観察してみて、(2)実際に自分で授業を運営してみて、学んだことを指導教員と共有し、問題点（課題点）を整理し、改善の方法を吟味し、相互に意見交換（相互交流）することにより、バイリンガル教育とは何かについて理解を深める。

なお、本国際教育実践プログラムの実施にあたっては、熊本大学とのあいだで大学間交流協定を締結している国立台湾師範大学（国際教師教育講座：林教授、陳講師）の支援を受け、国際教育実践プログラムの実施期間中に、台湾でのバイリンガル教育の歴史と現況、2030 年に向けた台湾政府主導によるバイリンガル教育改革、実際の国民小・中学校でのバイリンガル教育実施に係る具体的実践例等について講義・演習形式での学修できる時間を設定する予定である。成績評価については、MOU を締結した西湖国民小学校、西湖実験国民中学校で実施されているバイリンガル教育実施の評価に係る上記表に掲げる観点により、単位付与の可否について評価する。

9. 取得可能な資格

(1) 教員免許

- ・ 小学校教諭一種免許状
- ・ 幼稚園教諭一種免許状
- ・ 中学校教諭一種免許状（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語）
- ・ 高等学校教諭一種免許状（国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、書道、保健体育、家庭、工業、英語）
- ・ 特別支援学校教諭一種免許状
（知的障害者に関する教育の領域）
（肢体不自由者に関する教育の領域）
（病弱者に関する教育の領域）

(2) その他資格（熊本大学）

- ・ 社会教育士
- ・ 学芸員
- ・ 公認心理師受験資格

10. 入学者選抜の概要

(1) 入学者受け入れの方針（アドミSSION・ポリシー）

◆求める学生像

教育学部（共同教員養成課程）では、以下のアドミSSION・ポリシーに適合する人材を選抜するために、一般選抜及び特別選抜を実施し、多様な人材を積極的に受け入れることを目指しています。

1. 現代社会の幅広い分野の諸問題に興味・関心をもつとともに教員を目指す強い意志と情熱をもち、子どもの教育と社会的活動に関わる問題解決に意欲的に取り組む人
2. 高等学校までの教科等の学習に基づく幅広い基礎的学力や技能を備え、専門職としての教員に必要な知識・技能の修得に積極的に取り組む人
3. 主体的な行動力や他者との基本的なコミュニケーション能力をもち、多様な人々と協働して学ぼうとする人

一般選抜では、入学の機会を広く保障するために、アドミSSION・ポリシーを踏まえ本学部への入学を希望し、受験資格を有する全ての者を対象とし、佐賀大学では「前期日程」及び「後期日程」、熊本大学では「前期日程」の入試区分により選考します。また、特別選

抜では、一般選抜では評価が難しい多様な能力や資質を有し、本学部への志望動機が明確で意欲的な入学希望者を対象とし、佐賀大学では「学校推薦型選抜」及び「総合型選抜」、熊本大学では「学校推薦型選抜」の入試区分により選考します。

（入学者選抜の基本方針）

多様な学生の確保につなげるため、入学者選抜においては、佐賀大学及び熊本大学独自の選抜方法を実施する。

【佐賀大学】

<入試方法>

入学試験は、佐賀大学においては一般選抜・前期日程（63名）、後期日程（20名）、総合型選抜Ⅰ（18名）、総合型選抜Ⅱ（4名）及び学校推薦型選抜Ⅰ（15名）に分けて行うこととし、各コース・専攻の募集人員は【資料21：募集人員（佐賀大学）】のとおりである。

現行教育課程における「確かな学力の3要素」である「知識・技能」「思考力、判断力、表現力」「主体性・多様性・協働性」を多面的・総合的に評価することが、現在の大学入学者選抜においては求められている。このうち、受験者の主体的かつ多面的な学習の蓄積を評価する方法として、一般選抜受験者を対象とした「特色加点制度」を実施している。これは、教科等の学習に収まらない自主的・主体的な取り組み（例：ボランティア活動、統計や実験などの手法による調査研究など）を、教職につながる重要な資質形成として評価に組み入れるものであり、全国的にも希少な方法として導入されている。

また、近年は全国的に教員志望者が減少している。2024年度公立学校教員採用試験の採用倍率調べによると、特に小学校枠は5年連続で過去最低を更新する危機的状況にある。こうした中で、佐賀県の小学校教育の力強い担い手を着実に育成するべく、高い学力と向上心、教育実践への積極性を備えた受験者の確保のため、地域枠として従来から実施してきた「学校推薦型選抜Ⅰ（佐賀県枠）」（定員7名）を、令和8年度入試からさらに3名増員する。

さらに、これも全国的な傾向として、教員養成系受験者は文系出身者のほうが多く、理数系教科教育の担い手を輩出することに大きな困難がある。現行教育課程はもとより、2024年12月に文部科学大臣より中央教育審議会に諮問された内容でも、教科横断的な授業の一層の取入れが盛り込まれているが、理数系を苦手とする教員の増加はこうした改革にも逆行する要因となりかねない。今後の拡充が検討されている小学校の教科担任制を鑑みても、理数系に強い教員の養成は地域を問わず喫緊の課題である。この打開策として、佐賀大学教育学部では小中連携教育コースの一般選抜において「地歴・公民2科目型」「理科2科目型」という2種類の共通テスト受験形態を設け、理系・文系のどちらの人材も獲得できるよう工夫してきた。

一般選抜では、前期日程と後期日程ともに、英語外部検定試験の成績を利用することも可能としており、受験者各自の英語能力を的確に測れるような工夫を行っている。

加えて、令和8年度入試からは、小中連携教育コースにおいて「総合型選抜Ⅱ」を新たに

実施する。理科及び数学の能力の高い受験者を確実に確保し、小・中学校の理科教育および算数・数学教育の優れた実践者育成の拠点とすることを企図している。

<実施時期>

一般選抜：2月25日及び3月12日

総合型選抜Ⅰ：10月中旬

総合型選抜Ⅱ：1月下旬

学校推薦型選抜Ⅰ：11月下旬

<一般選抜・前期日程について>

一般選抜・前期日程では、前述のように小中連携教育コースにおいて「理科2科目型」「地歴・公民2科目型」という2種類の共通テスト受験形態を設け、文系・理系どちらからも受験が可能につくりとしている。教育支援探究コースも、文系・理系の不公平が生じないような科目設定としている。

また、英語4技能の外部検定試験（4種類）の得点データを一般選抜に利用できるようにしている。受験者の便宜を図るとともに、英語能力の的確な把握が可能となっている。

個別学力検査は国語・数学のいずれかと英語を課しており、この点も文系・理系双方の受験者に配慮している。

<一般選抜・後期日程について>

後期日程については、共通テストの受験教科および個別学力試験ともに、全コース共通の内容となっている。後期日程の受験者についても、前期日程と同様に英語外部検定試験の成績を利用することを可能にしている。個別学力試験は前期日程と異なり、英語と小論文を課している。

<総合型選抜Ⅰについて>

総合型選抜Ⅰでは、小学校教育主免専攻・中学校教育主免専攻ともに、実験・実技系分野を中心に募集を行なっている。一般選抜では測れない実技能力や主体性の面について、調査書・志願理由書・活動実績報告書・面接（口頭試問を含む）の内容、小論文や適性検査の内容から、多面的に評価を行う。

また、英語分野においてはタブレット端末を使う「佐賀大学版 CBT」試験により検査を行う。ICT機器を活用した独自の試験実施方法であり、受験者の英語能力を先進的手法で把握し評価する仕組みである。サンプル問題を佐賀大学ホームページに掲載するなどして、受験者への配慮も既に行っている。

<総合型選抜Ⅱについて>

令和 8 年度より新たに実施する総合型選抜Ⅱは、理数分野の高い学力を有し、将来において理科や算数・数学の高い授業実践ができる優秀な教員を育成する名目で導入するものである。数理科学の内容への興味・関心の高さ、学力面の裏付け、そして教職への意欲の高さを総合的に評価する。総合型選抜Ⅱの実施は前学部の時代を通じて初めてであり、佐賀大学教育学部の教員養成の質的向上のための具体策の一つと位置付けている。

＜学校推薦型選抜Ⅰ（特別支援教育専攻）について＞

佐賀大学教育学部は、特別支援教諭免許の取得者数の割合（学部学生総数との比率）が、全国の教員養成系大学学部の中で最も高いという特色がある。特別支援教育に対する意識の高さの表れであるが、特別支援教育の分野は基礎となる理論や臨床的な実践手法がスピーディに更新され続ける特色があり、知見の更新が常に求められる。

そうした特有の事情を踏まえて、特別な配慮を要する児童生徒の実態把握や、適切な対処法の実践などで指導的・リーダー的な能力を発揮できる人材を育成することを企図して、学校推薦型選抜Ⅰを実施している。学科試験に加えて、小論文や面接を通して、特別支援教育に対する受験者の知識の豊富さや積極性を評価し、選抜を行っている。

＜学校推薦型選抜Ⅰ（佐賀県枠）について＞

佐賀県は、その地理的な位置（朝鮮半島や中国大陸との近さ）、気候・風土の特徴（有明海の干潟、唐津湾の海洋資源、豊かな農業生産）、幕末・明治維新期の歴史、そして全国に誇る豊かな工芸文化など、児童・生徒の様々な教科等の学習内容に直接結びつく、実に多様な特徴をもった地域である。そうした佐賀県の地域性をしっかりと踏まえた教材開発能力とともに、地域や学校の今日的な教育課題の解決にも粘り強く取り組む強い意志を持った小学校教員を育成することを目的として、地域枠の学校推薦型選抜Ⅰ（佐賀県枠）入試を平成 27 年度入試から行っている。この実施に当たっては、第 1 次選考（書類審査）を佐賀県教育委員会が行うなど、地域の教育行政機関との連携をとってゐる。

昨今の深刻な小学校教員不足への対策だけでなく、小学校教育実践の質的向上にも貢献できる人材育成を進めるべく、令和 8 年度入試から募集枠を 3 名増員する。過去の卒業生はほぼ全て佐賀県内で教員となっており、今後は地域の教育を支える人材育成を、さらに確かなものとしていく。

【熊本大学】

教育学部では、大学入学までに身に付けておくことが期待される資質・能力として、子どもの教育に対する幅広い関心と情熱、論理的思考力、コミュニケーション能力を重視しています。また、以上の学生を選抜するための基本方針として、多様な学生を評価できる入試を提供します。（詳細は、入学者選抜要項、学生募集要項を参照）

＜入試方法＞

熊本大学の入学試験は、募集人員（140 人）のうち、一般選抜（前期日程）（108 名）及び学校推薦型選抜Ⅱ（大学入学共通テストを課す）（32 名）に分けて行うこととし、各コース・専攻の募集人員は【資料 22：募集人員（熊本大学）】のとおりである。

中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」（平成 26 年 12 月）では、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜が一体となった高大接続改革が謳われており、特に大学入学者選抜においては、「確かな学力」の 3 要素である「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性・多様性・協働性」を多面的・総合的に評価することが求められている。

本学部では、このような大学入学者選抜改革に対応するため、全受験生に対して面接を実施する。また、上述したような入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、小中連携教育コースのうち小学校教育主免専攻では、学校推薦型選抜Ⅱに地域枠、国際枠、実技系特色枠を設けるなどの工夫を新たに行い、それぞれの特徴に応じた選抜を実施する。

一般選抜では、大学入学共通テストを課すとともに、個別学力検査等で各コース・専攻に応じて、国語、数学、外国語、面接等のうちから必要な科目を課し、高等学校までの教科の基礎的知識・技能と、論理的思考力・判断力・表現力等及び教職への意欲を総合的に評価し、選抜を行う。なお、面接においては、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度についても評価する。

学校推薦型選抜Ⅱでは、大学入学共通テストを課し、高等学校までの教科の基礎的知識・技能を評価するとともに、調査書や推薦書等を参考にしながら、各コース・専攻の特性を踏まえた面接、実技等を実施し、論理的思考力・判断力・表現力等及び教職への意欲を総合的に評価し、選抜を行う。なお、面接においては、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度についても評価する。

総合型選抜（私費外国人留学生入試）では、日本学生支援機構が実施する日本留学試験を課すとともに、個別学力検査等で各コース・専攻に応じて、国語、数学、外国語、面接等のうちから必要な科目を課し、各教科の基礎的知識・技能と、論理的思考力・判断力・表現力等及び教職への意欲を総合的に評価し、選抜を行う。なお、面接においては、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度についても評価する。

<学校推薦型選抜Ⅱ（大学入学共通テストを課す）について>

学校推薦型選抜Ⅱにおいては、小中連携教育コースのうち小学校教育主免専攻において「地域枠」、「国際枠」、「実技系特色枠」を設け、それぞれの趣旨を踏まえた入学者選抜を実施する（各枠の趣旨については以下で述べる）。また、教育支援探究コースの「特別支援教育専攻」についても、学校推薦型選抜Ⅱの趣旨及び分野の特色を踏まえた入学者選抜を実施する。

以上を踏まえ、学校推薦型選抜Ⅱの出願要件及び選抜方法は【資料 23：学校推薦型選抜Ⅱ出願要件等】のとおりとする。

<地域枠導入の趣旨>

熊本県では熊本市その近隣に人口が集中し、県北県南の多くの市町村では過去 10 年間の人口減少が顕著であり少子高齢化が加速している。そのため、本学部では、県内の学校教育の質の維持・向上に積極的に貢献する立場から、県教育委員会及び高等学校と連携し、県内各地域から小学校教員となる意志を持つ入学者を積極的に受け入れ、優れた指導力を持つ教員として地域に送り出していく。また、令和 6 年度から 5 年間にわたって文部科学省の地域教員支援事業が採択され、「地域教育実践プログラム」を運営しながら、地域の学校での教員の仕事について、学修できる教育プログラムの提供を開始している。

以上の状況を踏まえ、小学校教育主専攻の学校推薦型選抜Ⅱに、将来的に熊本県（熊本市を除く）小学校教員として採用された後は、県内のどの地域においても勤務することを志し、地域経済や社会の変化、人口減少等の課題に対して教育面から解決し、新たな発展に貢献しようとする強い意欲等を持つ学生を募集する「地域枠」を導入する。また、入学後は、熊本県の学校教育の状況や県内各地域の小学校の魅力を伝えることを目的とする、熊本県教育委員会と連携した講義や当該地域における教育実習等を行うことで、各地域の創生に資する資質・能力の高い小学校教員の養成が期待できる。

<国際枠導入の趣旨>

外国人児童生徒の母語について多様化が進むなか、日本語の指導や教科の補習等の特別な指導を受けている児童生徒の割合は 8 割前後にとどまっており、外国人児童生徒等に対しては、学校生活に必要な日本語の学習とともに、日本語と教科を統合した学習や日本語と英語を用いたバイリンガル教育（イマージョン教育）等を通して教科学習に自律的に参加できる資質・能力を持った教員の育成が望まれる。

熊本県においても、在留外国人の人数は台湾半導体企業の工場稼働や新たな工場建設の影響もあり、年々増加傾向にある。熊本大学教育学部は令和 6 年度から 5 年間にわたって文部科学省の地域教員支援事業が採択され、「国際教育実践プログラム」を運営しながら、英語と日本語を使って学習指導要領に沿った授業運営の方法について学修できる教育プログラムの提供を開始している。

以上の状況を踏まえ、小学校教育主専攻の学校推薦型選抜Ⅱに、教育の国際化に対応するために、日本の学習指導要領に基づく英語によるイマージョン教育に興味を持ち、さらに専門性を高めたいという意志のある学生を確保するために「国際枠」を導入する。また、入学後は、本学附属学校国際クラスや熊本県市の外国人児童を受け入れている拠点校での教育実習や海外の教育機関での教育研修を行うことで、教育の国際化に対応した小学校教員の養成が期待できる。

<実技系特色枠導入の趣旨>

令和2年8月に示された中教審答申案の作成に向けた中間まとめ骨子案の中で、小学校高学年の教科担任制について令和4年度を目途に本格導入すべきであるとの方針が示された。また、中央教育審議会の答申（「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～）において、義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方について、検討会議を設置して議論を進め、令和3年7月に報告された。さらに、令和4年度から、教科担任制の推進に必要な教職員の加配定数を措置しており、4年程度をかけて段階的に取組を推進することとなった。

以上の状況を踏まえ、小学校教育主専攻の学校推薦型選抜Ⅱに、将来、小学校の専科やプログラミング教育に関心を持ち、高等学校までの基礎的知識・技能（基礎学力）を有しており、人物・能力及び適性等を兼ね備えている学生を募集する「実技系特色枠」を導入する。これにより、音楽、図工、家庭、プログラミング教育に関して高い指導力をもつ小学校教員の養成が期待できる。

1 1. 教育研究実施組織等の編制の考え方及び特色

（1）教員組織編制の基本的な考え方

佐賀大学では、小学校の教科担任制や中一ギャップなどに対応できる小中連携教育に強い教員を養成するため、中学校10教科（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、外国語（英語））、高等学校11教科（国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、書道、保健体育、家庭、外国語）の教諭一種普通免許状を取得できるように教員を配置しているとともに、特別支援学校のみならず特別支援学級や通常学級の支援を要する児童生徒の教育に対応できる特別支援に強い教員を養成するため、特別支援学校教諭一種免許状を取得できるように教員を配置している。さらに、小一プロブレムなどに対応できる幼小連携教育に強い教員を養成するため、幼稚園教諭一種普通免許状を取得できるように教員を配置している。また、教育実習や学校現場における実践的授業科目（教育実践フィールド演習Ⅰ・Ⅱ）の指導、附属学校園との共同研究の質を高めるため、上記のすべての教科（書道を除く）において教科教育学を専門とする教員を1名ずつ配置する人事計画を立てている（現状の未配置教科は社会、理科、技術）。なお、高い教員採用率を維持し、小中高等学校の教員養成に特化した課程としての特色を打ち出し、一般の教育学部との差別化を図るため、従来の教育学・教育心理学分野の教員配置は必置数の範囲を目安とし、必要以上に配置はしていない。

熊本大学では、共同教員養成課程のほか、養護教諭養成課程、附属教育実践総合センター、本学に付置されている特別支援教育特別専攻科及び養護教諭特別別科の担当教員を含め、【資料24：各分野・講座の教員配置】に示す各分野・講座に所属している。これらの分野・講座には、設置時（令和8（2026）年4月）には計70名（養護教諭養成課程を含む。）の教

員を配置し、大学設置基準及び教職課程認定基準に照らして必要な教員数を充足するとともに、各分野・講座の指導学生数に見合った教員数を確保する計画である。また、【資料 24】に併せて示すとおり、設置後から完成（令和 12（2030）年 3 月）までに計 19 名の教員が退職する予定であるが、学生定員減及び佐賀大学との共同科目実施等による人的資源の効率化を図りつつ、教育の質を維持するための補充を行う計画である。その際、各分野・講座の教員配置については、大学設置基準及び教職課程認定基準に鑑み、運営に支障が出ないよう佐賀大学と調整していく。

改組後、このような教員配置を維持し、かつ教育及び研究の質を維持するため、本学部では、国立大学法人熊本大学教員選考基準【資料 25】及び大学により承認された教育学部及び教育学研究科の教員選考基準【資料 26】に基づく教員人事を行う。教員選考基準は、本学部が多様な専門分野（教育学系、人文社会科学系、自然科学系、生命科学系、芸術・スポーツ系など）の教員の協働により支えられていること、研究力に加え、学校教育の現場での実務経験を有する教員を可能な限り多く確保することなど配慮したものとなっている。教員人事は、各講座からの要請を踏まえ、学部長のイニシアティブの下、教員の所属先（研究科又は研究部）及び大学との協議に基づき、当該部局に選考委員会を設置するという形で実施される。

（２）基幹教員の配置

佐賀大学では、「教育学部のいずれかの専攻・教科の必修科目及び選択必修科目」を主要授業科目と定めている。主要科目のうち幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教員免許取得のための授業科目は 194 科目あり、そのうち 183 科目を佐賀大学教育学部または熊本大学教育学部の基幹教員が担当している。佐賀大学教育学部の基幹教員 44 名は全員が 1 科目以上の主要授業科目を担当している。

【資料 27：教育学部における主要授業科目に関する取扱要項】

熊本大学では、教育学部共同教員養成課程の基幹教員全員が教育上主要と認める授業科目を担当し、共同教員養成課程の教育課程における中心的な役割を担う。また、各コースの教育課程を運営するため、小中連携教育コースのうち小学校教育主免専攻については、教育学講座と心理学講座の 2 講座と、教科教育の各講座から必要基幹教員を配置する。また、中学校教育主免専攻については、教科教育の各講座から必要基幹教員を配置する。さらに、教育支援探究コースについては、教育学講座、心理学講座及び特別支援教育講座から必要基幹教員を配置する。加えて、各講座に 1 名以上の教授を置くこととする。以上により、教職課程認定上の必要教員数を満たし、各コースの教育課程を運営することとするが、教育課程に対する教員配置の詳細については課程認定申請に記載のとおりとする。

（３）研究分野と研究体制

佐賀大学における共同教員養成課程の研究の目的は、現在の家庭・学校・地域が抱える教

育に関する課題の解決である。その研究の特徴は、佐賀大学附属幼稚園、小学校および中学校における共同研究などを通して、佐賀県など地方の教育に関する研究が多く行われていることである。教育に関わる領域は広く、多様な研究テーマを有する研究者が在職し、研究の手法は多岐に渡り、地域の様々な問題の解決に貢献できる体制がある。

これら、子どもたち（幼児・児童・生徒）の生活・発達・学習を支えるための知識や技能に関する研究成果は、学校教員としての実践的な資質を身につけた教員養成課程のカリキュラムに反映され、多様な視点を有する人材が教職に就いている。

研究の方針は、成果を学生の教育に還元すること、成果を地域社会及び国際社会に発信することである。そのために、教員の研究水準の向上と維持を図る。科学研究費など外部資金の獲得状況をそのための一つの指標として活用している。研究の水準は、教員免許の課程認定を受審し認可を受けることにより、担保される。その成果は教育実践論文集等に掲載されている。

熊本大学では、教育組織（教育学部）と教員組織を分離して、相互の柔軟な連携を図っている。

教育学部の教育を担当する基幹教員は、大学院教育学研究科、大学院人文科学研究部、大学院先端科学研究部及び大学院生命科学研究部にそれぞれ所属し、各領域に関する研究を実施している。本研究は、教員養成に関わる高度な学術研究の中核としての機能を高め、多様な教育課題に関する創造的な学術研究を積極的に推進すると共に、人間、社会、自然の諸科学を総合的に深化させ、学際的な研究活動を行うことにより、学校教育及び地域社会の発展に寄与することを目的とし、人文科学系、自然科学系、社会科学系、芸術系・実技系など多岐にわたる専門分野によって構成されており、教員養成に関わる教職専門、教科教育、教科専門の研究として、教育方法、教育制度、カリキュラム開発、教科指導等に関する理論的・実践的研究を有機的・総合的に推進することを特徴としている。

（４）基幹教員の年齢構成

佐賀大学では、本共同教員養成課程における教育課程を担当する基幹教員の内訳は、学年進行完成年度で教授 24 名、准教授 16 名、講師 3 名、助教 1 名となっている。

完成年度までに定年退職する 10 名を除き、完成年度 3 月 31 日時点での基幹教員の年齢構成は、30 歳代が 0 名、40 歳代が 10 名、50 歳代が 16 名、60 歳代が 8 名（現員（定年退職予定者 10 人含む）R12 年 3/31 時点の年齢構成）となっており、定年退職者の後任は 20 歳～30 歳代で補充する計画であるので、教育研究水準の維持向上及び活性化に相応しい、バランスの取れた構成となっている。

なお、教員の定年年齢は、佐賀大学就業規則において 65 歳と規定されている。

【資料 28：国立大学法人佐賀大学教育職員就業規程】

【資料 29：国立大学法人佐賀大学教育職員定年規程】

【資料 30：国立大学法人佐賀大学契約職員人事規程】

熊本大学では、改組後の完成の時点（令和 12（2030）年 3 月）においては、各分野・講座の教員の年齢構成は【資料 24】（再掲）のとおりとなる見込みである。上述したように、改組後から完成まで、退職予定があるが、教育の質を維持するための教員補充を行う計画であるが、本学の規定（国立大学法人熊本大学職員就業規則第 21 条）により、教員の定年は 65 歳と定められており、改組後もそれ以下の年齢の教員によって教員組織を構成する計画である。ただし、設置計画履行状況等調査期間にあっては、教育や学生指導の連続性の観点から、定年退職者を引き続きシニア教授として一部雇用し、教育の質の維持を担保する。

（５）教員及び事務職員等の協働や組織的な連携体制

佐賀大学では、佐賀大学教育学部に置く委員会等に関する規程別表に定められた各種委員会に、専攻・教科ごとの教員グループから選出された委員と事務各部署とにより組織運営を円滑に進めている。また、必要に応じてワーキンググループを組織して学部内の諸課題に対応している。各種委員会、ワーキンググループの構成員は毎年度初めの教員会議で審議承認している。

【資料 31：佐賀大学教育学部に置く委員会等に関する規程】

熊本大学では、教員の教育研究活動等の運営や厚生補導等が組織的かつ効果的に行うための事務支援体制として、教育研究支援部人社・教育系事務課（教育実習については、学生支援部教育支援課）を設置し、総務に関すること、教務に関すること及び教育実習に関することについて、教員と事務職員との間で頻繁に丁寧な意思疎通を図りながら、各種会議・委員会を運営することで円滑に業務運営を遂行している。

（７）実務家教員について

佐賀大学では、令和 7 年 4 月 1 日現在のおおむね 5 年以上の実務の経験を有する教員は 10 人で基幹教員の 21.7%を占めている。具体的な数値目標は掲げていないが、全ての教員公募要領の応募資格の一項目に「小・中・高等学校等での教職経験を有することが望ましい」と記載している。また、佐賀県教育委員会との人事交流協定に基づき、佐賀県教育委員会職員または公立学校教員を教育学部の教員として、毎年 2 名を一定期間（原則として 3 年間）受入れ、期間終了後、教育委員会または公立学校に復帰している。なお、採用人事、昇任人事の教員審査基準の教職経験年数について「義務教育諸学校、高等学校、教育委員会等の常勤在職期間は、2 分の 1 として換算することがある。」とし、実務家教員の採用、昇任がしやすいようにしている。

【資料 32：教員公募要領（佐賀大学）】

【資料 33：佐賀県教育委員会と国立大学法人佐賀大学教育学部及び大学院学校教育学研究科との間における人事交流（附属学校園を除く）に関する協定書】

【資料 34：佐賀大学教育学部教員の審査基準（案）】

熊本大学では、令和 7 年 4 月 1 日現在のおおむね 5 年以上の実務の経験を有する教員は

7人で基幹教員の13.2%を占めている。また、実務家教員の選考にあっては、熊本大学教育学部及び教育学研究科教員選考基準【資料26（再掲）】に定めるとおり、学校現場における特定分野の教育実践について、特に優れた知識及び経験を評価するものとし、実務経験を重視している。なお、極力各専攻分野へ配置することに努め、教科教育にあっては、指導法の授業を担当するなど役割分担を行う。

12. 研究の実施についての考え方、体制、取組

佐賀大学では、生物資源開発・機器分析・放射性同位元素利用・環境安全管理に関する体制を一元化し、教育・研究を効率的に推進するための拠点施設として統合分析実験センターを設置しており、技術職員を11名配置している。同センターは、各学部で使用する教育・研究機器の維持・管理及び他組織の教職員へのサポートを行っており、セミナーなどを通じて、学生への教育にも参画する。

また、研究力の向上に向けた支援を行うとともに、佐賀県を中心とする産業界や地域機関との連携の下、大学としての組織的な支援を強化するため、リージョナル・イノベーションセンターを設置している。同センターには5名のURA（University Research Administrator）を配置し、研究活動の企画・マネジメント、研究資源の導入促進、研究成果の活用支援を通じて、研究者の活動を支え、研究戦略の立案、外部資金の獲得支援、産学連携の推進など、多岐にわたる業務を担当する。また、研究プロジェクトの進行管理、成果の社会還元、研究倫理の遵守も含まれる。URAは、各学部・研究科と連携しながら、研究力の強化に貢献しており、引き続き、研究支援体制のさらなる充実を図る。

URA業務の一覧

研究戦略推進業務

学内研究情報の把握・分析

企業情報の把握・分析

科学技術政策情報等の分析

アウトリーチ活動

イベント関連

知財関連

ベンチャー創出支援

情報収集活動・NW構築活動

産学連携推進業務

共同研究・受託研究

地域連携プロジェクト参画支援

研究プロジェクト企画立案

研究推進支援業務

科研費申請支援
競争的研究資金申請支援

熊本大学では、全学の研究サポート・マネジメント体制を構築し、本学の研究力を高めると共に地域課題解決に貢献すべく、令和8年4月に研究開発戦略本部を設置した。なお、当該本部に学術研究企画部門を設置し、URAを中心とした以下の研究支援業務により、基盤的研究力及び特色のある分野の研究力向上の取組を行っている。

- ・研究力の調査・分析
- ・研究戦略の企画・立案
- ・国際共同研究拠点等への支援
- ・科学研究費助成事業申請に係る各種支援
- ・科学研究費助成事業以外の競争的資金に係る申請支援
- ・民間企業等との共同研究、受託研究に関すること
- ・知的財産の権利化および運営に関すること
- ・研究広報に関すること
- ・テニユアトラック事業に関すること
- ・研究活動に係る不正防止に関すること

この他、本学における教育・研究の強化促進に向けて、全学的な教育研究支援体制の強化を目的として当該本部に技術部門を設置し、技術職員による専門技術及び相互の連携によって、効果的・効率的に業務を推進し、実験・実習や研究支援をはじめ、全学の安全管理、学内 LAN や情報セキュリティ、特殊設備や施設の管理、専門技術による加工・分析・評価など精力的に取り組んでいる。

13. 施設、設備等の整備計画

ア 校地、運動場の整備計画

佐賀大学教育学部の主要な利用施設としては、佐賀大学本庄地区の教育学部1号館～5号館を使用する。その他、全学共用施設として、佐賀大学グラウンド（陸上競技場、サッカー場）、佐賀大学体育館、プール、テニスコートの他、佐賀大学附属図書館を共同利用する。

【資料 35：佐賀大学本庄地区配置図】

熊本大学における本共同教員養成課程の主要な利用施設としては、熊本大学黒髪北地区の黒髪北N9（教育学部西棟）、黒髪北N10（教育学部本館）、黒髪北N11（教育学部東棟及び教育学部窯業実習室）、黒髪北N7（教育学部音楽棟）、黒髪北N8（教育学部実習工場）、黒髪北E8（教育学部東教室）、京町地区の附属教育実践総合センター等を使用する。その他、全学共用施設として、熊本大学グラウンド（陸上競技場、サッカー場、ラグビー場）、

熊本大学体育館（第1、第2、武道場）、プール、テニスコートの他、熊本大学附属図書館中央館（ラーニングcommons、グループ学修室等）を共同利用する。教養教育については、黒髪北E1（全学教育棟）の各教室を主に使用する。

【資料36：熊本大学黒髪北地区・京町地区配置図】

イ 校舎等施設の整備計画

佐賀大学教育学部の専門教育科目については、履修者数や実施形態に応じ、教育学部各棟の講義室や演習室、実習室等で実施する。主要な利用施設としては、佐賀大学本庄地区の教育学部1号館～5号館を使用する。佐賀大学の教養教育科目については、履修者数や実施形態に応じて、主に教養教育大講義室（333 m²・280名収容）、教養教育1号館および教養教育2号館の33教室（33 m²・18名収容～216 m²・218名収容）、実験室等で実施する。各教室には、音響機器、プロジェクター、スクリーン、Blu-ray ドライブなどを整備している。このうち、教養教育1号館および教養教育2号館にある小規模・中規模の16教室は、学生が少人数グループでの議論やプレゼンテーションなどを通じて知識を深めたり、課題解決能力を高めたりするなど、多様な学修形態に対応可能なアクティブラーニング教室として整備している。また、教養教育1号館に、学生の自己学習スペースとして利用できる自学自習室を整備している。

【資料37：佐賀大学教育学部利用教室等配置図】

熊本大学教育学部共同教員養成課程の専門教育科目については、履修者数や実施形態に応じ、教育学部各棟の講義室（1-A～5-A講義室（61 m² 45名収容～235 m² 264名収容））や小規模演習室、各講座の演習室、実験室等で実施する

【資料38：熊本大学教育学部利用教室等配置図】

このうち、学部で共同管理している21教室について、音響機器、プロジェクター、スクリーン、DVD等の設置状況は【資料35】（再掲）に示すとおりである。大規模教室（収容人数100～264人）のうち、2-B、3-B及び4-A講義室については、共同科目を開講するにあたり、システム教室化の準備を行っており、オンラインによる双方向の遠隔授業に対応し、教員及び学生間または佐賀大学と熊本大学の学生間において、授業中の映像と音声の双方向コミュニケーションが円滑に行うことができるよう必要な機材を設置することとしている。

大規模・中規模教室での講義以外に、学生が少人数グループでお互いの意見を自由に言い合い、新たな価値を持った考えを練り上げ、共創しながら深い学びを実現して行く学修環境を整える必要がある。そのため、学部で共同管理している小規模教室6室（【資料38】（再掲）のピンク色網掛け部分。小・中学校の教室を模した模擬授業教室2室を含む）以外に、各講座で管理している小規模教室（【資料38】（再掲）の緑色網掛け部分）や全学共用スペースとなっている小規模教室9室（【資料38】（再掲）の黄色網掛け部分）も必要に応じ活用する。また、少人数で佐賀大学及び熊本大学でオンラインの授業を行う際は、オンライン

会議システムを使用し、双方向でやりとりを行うものとして、持ち運びが可能な会議システム用スピーカー内蔵カメラを複数準備し、活用する。

さらに、教室が不足する場合であっても、黒髪北 E 1（全学教育棟）や文学部・法学部等の講義室を使用することも可能である。以上のとおり、改組後も既存の施設・設備の規模をベースに機能強化を図り対応することになるが、入学定員が 50 名減（収容定員 200 名減）となることもあり、本共同教員養成課程の開講科目は十分実施可能である。

ウ 図書等の資料及び図書館の整備計画

佐賀大学附属図書館本館では約 68 万冊の図書を所蔵している。うち教育関連分野の図書は約 25,200 冊所蔵している。また、教員からの学科推薦図書や学生からの希望図書を随時受け付けており、令和 6 年度においては当該学部分で約 100 冊を整備した。電子ジャーナルについては、約 25,000 タイトルを購読中であり、Scopus 等の文献データベースを利用して検索できる。またディスカバリーサービスも利用でき、幅広い情報源から必要な学術情報を統一的に検索することも可能である。館内のラーニングコモンズとして、多目的学習スペースやグループ学習室等を設置しており、課題に応じて適切な設備が利用できる環境を提供している。なお、閲覧席数は 629 席配置している。

熊本大学教育学部・教育学研究科の各講座図書室・資料室所蔵の教育関係図書（5 万冊以上）、『教育』、『発達』、『子どもと教育』、『国語科教育』、『社会科教育』、『日本数学教育学会誌』、『初等理科教育』、『特別支援教育研究』、『教育と医学』等の学術雑誌（1300 種類以上）が随時活用可能である。加えて、同一のキャンパスにある熊本大学附属図書館（中央館）の所蔵図書（100 万冊以上）、雑誌（15,000 種類以上）、電子ジャーナル（16,000 件以上）も利用可能である。このほか、Web of Science や Scopus など、研究推進に必須の情報を取得するための主要なデータベースに関しても、全学から Web 経由で利用することが可能である。中央館においては、学生・教職員は 630 席、88 台の PC を使用して以上の書籍やデータベース等の利用し、講義等の課題に取り組むことができる環境を整備している。

1 4. 管理運営

14-1 共同教員養成課程の管理運営

本共同教員養成課程の管理運営にあたり、共同教員養成課程に関する協定書に基づき両大学の執行部で構成する「共同教員養成課程連携協議会」及び「共同教員養成課程運営会議」を設置し、共同教員養成課程の編成及び実施等に係る事項を協議・決定する

【資料 39：共同教員養成課程の運営体制】

14-2 共同教員養成課程連携協議会

共同教員養成課程を編成するに当たっては、両大学間での緊密な連携を図るため、両大学の学長、学長が指名する理事や学部長等で構成される連携協議会を設け、共同教員養成課程の意思決定機関として共同教員養成課程の編成及び実施等に関して必要となる、以下に掲げる基本方針等を協議・決定する。

- (1)連携・協力に関する事項
- (2)教育課程・教育方法に関する事項
- (3)入学者選抜に関する事項
- (4)体制及び管理運営に関する事項
- (5)その他構成法人が必要と認めた事項

また、この連携協議会に議長及び副議長を置き、議長が会議の業務を掌理する。連携協議会は毎年度1回の開催の他、必要に応じて随時開催する。議長、副議長には両大学の連携協議会委員がそれぞれ隔年交代で担当する。

14-3 共同教員養成課程運営会議

両大学の共同教員養成課程を運営するため、両大学の教育学部長、同学部副学部長(2人)、事務部の長等から構成される運営会議を設け、審議機関として、以下に掲げる共同教員養成課程の運営に係る事項について審議・決定する。

- (1)教育課程の編成、改正及び廃止に関すること。
- (2)共同教員養成課程に係る成績評価の方針に関すること。
- (3)学位審査に関すること。
- (4)学位授与及び課程修了に関すること。
- (5)その他教育に関し議長が必要と認めた事項

また、この運営会議に議長及び副議長を置き、議長が会議の業務を掌理する。運営会議は、審議が必要な事項が生じた場合に随時開催する。議長、副議長には両大学の運営会議委員がそれぞれ隔年交代で担当する。

なお、運営会議の下に専門部会(「入学試験検討部会」、「教育課程検討部会」、「教育方法検討(FD)部会」及び「自己点検評価部会」)を設置し、両大学で連携を図りながら、カリキュラムをマネジメントする。

(2) 教授会

佐賀大学教育学部では、佐賀大学教授会規則及び佐賀大学教育学部教授会規程【資料40】に則り、定例教授会、必要に応じて臨時教授会を開催し、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、当該事項を審議し、意見を述べるものとする。教授会構成員は、本学部の運営に携わる教員であり、構成員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

- (1)学部長候補者の選考に関する事項

- (2) 教員（非常勤講師を含む。）の配置要望に関する事項
- (3) 教育課程の編成に関する事項
- (4) 学生の入学、卒業及び課程の修了並びに学位の授与に関する事項
- (5) 学生の転学部及び転学科に関する事項
- (6) 学生の懲戒に関する事項

また、国立大学法人佐賀大学教員会議規程【資料 41】に則り、教授会の下に、基幹教員で構成する教育課程の編成に係る事項を審議する教員会議を置くことと規定されている。

熊本大学の教育学部教授会は、熊本大学教授会規則及び熊本大学教育学部教授会規則【資料 42】に基づき、定例教授会（基本的に毎月 1 回）、必要に応じて臨時教授会を開催し、以下の事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。教授会構成員は、本学部の教育課程の運営に携わる教員であり、構成員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学生の学位
- (3) 学生の除籍及び懲戒に関する事項
- (4) その他学部の教育研究に関する重要事項

熊本大学では、教授会の下に組織される教務委員会、入学試験委員会、厚生・就職委員会等（以下「各委員会等」という。）の担当組織【資料 43】において、協議会及び運営会議の議を受けて、基本的に毎月 1 回の開催による審議を基に、それぞれの業務を遂行する。また、定期的に前述の各専門部会を開催し、運営方針、年次計画等についての協議を行い、連携・協力して取り組むこととする。

このほか、教育学部では、講座所属教員で構成する講座会議において、入学、卒業及び学位授与について上記各委員会等での審議前に審議を行っている。

15. 自己点検・評価

佐賀大学では、教育水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、佐賀大学における教育及び研究並びに組織及び運営の状況について「自己点検・評価」を実施している。過去の組織評価について「大学の評価」の Web ページにて公表している。

大学の評価

<https://www.saga-u.ac.jp/hyoka/gakugai/hyouka.htm>

佐賀大学における「自己点検・評価」に関し必要な事項は、国立大学法人佐賀大学評価の実施に関する規則に定めるところによる。

なお、佐賀大学は、平成 21 年度、平成 27 年度及び令和 3 年度に独立行政法人大学評価・学位授与機構（現独立行政法人大学改革支援・学位授与機構）が実施する『大学機関別認証評価』を受検し、『佐賀大学の教育研究等の総合的な状況は、大学改革支援・学位授与機構

が定める大学評価基準に適合している。判断の理由：大学評価基準を構成する 27 の基準をすべて満たしている。』との評価を受けており、自己評価書及び評価報告書を「大学評価」のホームページ（上掲）にて公開している。

熊本大学では、国立大学法人熊本大学基本規則第 10 条に「本法人は、その教育研究水準の向上を図り、法人の目的及び社会的使命を達成するため、法人における教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら点検及び評価を行う。」ことを規定している。これに基づき、「国立大学法人熊本大学自己点検・評価に関する規則」【資料 44】を策定して、本学が行う自己点検・評価の目的、自己点検・評価の種類、自己点検・評価の実施、自己点検・評価結果に基づく改善、自己点検・評価結果の公表について定め、大学公式 Web サイトに掲載して、本規則に沿って自己点検・評価を実施している。

次に、実施体制として、上述の「国立大学法人熊本大学自己点検・評価に関する規則」において、学長を統括責任者とし、推進責任者を評価領域ごとに定めている。また、教育の内部質保証に関する中核となる会議として、評価担当理事を議長とし、自己点検・評価推進責任者及び各部署の副部長等で構成する国立大学法人熊本大学大学評価会議（以下、「大学評価会議」という。）を置き、自己点検・評価を実施している。

【資料 45：国立大学法人熊本大学大学評価会議規則】

教育の内部質保証は、教育、設備（ICT）、設備（図書）、学生支援、入学者受入の区分毎に、内部質保証を担当する「推進責任者」及び所管する委員会等を定めている。また、各学部長及び各教育部長、研究科長を教育課程毎の教育の内部質保証の「実施責任者」として位置付け、実施責任者は、推進責任者と連携し、各教育課程における教育の内部質保証に関し必要な活動を行う。

【資料 44：国立大学法人熊本大学自己点検・評価に関する規則】（再掲）

次に、評価項目等として、自己点検・評価の対象とする領域、推進責任者、所管会議等は次の表のとおりとなっている。

評価領域	推進責任者	所掌会議等
教育	教育・学生支援担当の理事	国立大学法人熊本大学教育会議カリキュラム評価委員会
施設管理	総務・財務・施設担当の理事	国立大学法人熊本大学施設・環境委員会
設備 (ICT)	情報ガバナンスを所掌する副学長	国立大学法人熊本大学 ICT 戦略会議
設備 (図書)	附属図書館長	熊本大学附属図書館運営委員会
学生支援	教育・学生支援担当の理事	熊本大学学生委員会
入学者 受入	入試・高大連携担当の副学長	熊本大学入学試験委員会

研究	研究・グローバル戦略担当の理事	国立大学法人熊本大学研究推進会議
社会貢献	研究開発戦略本部長	熊本大学研究開発戦略本部運営委員会
国際	グローバル推進機構長	熊本大学グローバル推進機構会議

【資料 44：国立大学法人熊本大学自己点検・評価に関する規則】（再掲）

推進責任者は、自己点検・評価結果と評価結果に基づく改善策を大学評価会議に報告し、大学評価会議において内容の確認及び検証を行う。その結果を、学長に報告し、改善策を決定して、大学として改善を進める体制となっている。

なお、自己点検・評価の結果については、大学公式 Web サイトで公表し、その公表を通して、社会への説明責任を果たしている。

【熊本大学における自己点検・評価】

<https://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakujouhou/kihonjoho/hyouka/ol3mgw>

16. 情報の公表

佐賀大学では、インターネット上に大学の公式ウェブサイト을設けており、大学の理念と中期目標や計画などの大学が目指している方向性を発信するとともに、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に定めのある教育研究活動等の状況について、以下のとおり情報を公開している。

具体的な公表項目の内容等と公開しているウェブサイトアドレスは以下のとおりである。

ア 大学の教育研究上の目的及び 3 つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に関すること

イ 教育研究上の基本組織に関すること

ウ 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

エ 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

オ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

カ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

キ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

ク 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

ケ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

（ア～ケ：<https://www.saga-u.ac.jp/koukai/education.html>）

コ その他（教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報、学則等各種規程、設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書、自己点検・評価報

告書、認証評価の結果 等)

- (a) 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報(佐賀大学の教育方針について・学士力・3つの方針)

(<http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/kyouikuhousin.html>)

- (b) 佐賀大学規程集

(<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/>)

- (c) 学部・研究科の設置等に関する情報

(<http://www.saga-u.ac.jp/hyoka/setti/index.html>)

- (d) 中期目標・中期計画に関する資料

(<http://www.saga-u.ac.jp/koukai/mokuhyokeikaku.html>)

- (e) 大学の評価に関する資料

- ・ 中期目標期間評価・年度評価に関する資料

(<http://www.saga-u.ac.jp/koukai/nendojisseki.html>)

- ・ 自己点検・評価、認証評価等の評価に関する資料

(<http://www.saga-u.ac.jp/hyoka/gakugai/hyouka.htm>)

- (f) 佐賀大学の取り組み

本学における各種活動の中で、特色ある事業や特にアピールしていく活動等について、その概要や実績等をわかりやすく紹介することを目的として公開している。

(<http://www.saga-u.ac.jp/koho/torikumi/>)

佐賀大学は、専門職大学院を置くため、上記ア～ケの項目に加えて、学校教育法第83条の2第2項、第99条第3項及び第108条第5項による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を以下のとおり公表している。

(https://www.saga-u.ac.jp/koukai/kyouiku_kyougikai.html)

(<https://www.pref.saga.lg.jp/kyouiku/kiji00332226/index.html>)

佐賀大学は、大学院（専門職大学院を除く。）を置くため、上記ア～ケの項目に加えて、大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たっての基準に関することについて、各研究科の履修案内において、公表している。

(<https://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/risyuu-tebiki.html>)

熊本大学では、教育・研究と地域連携の成果発信を強化し、成果の社会への還元を実現するとともに、本学への社会的評価を向上させ、さらには情報の公表を通じて透明性の高い大学運営を行い、大学に対する社会の信頼度を高めるため、大学公式 web サイト等を通じた情報の発信を行っている。大学公式 web サイトにより、本学の理念・目的、中期目標・中

期計画など、本学の方向性を発信するとともに、教育情報の公表を行っている。教育情報の公表内容は、次のとおりである。

1) 教育研究情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 関係）

- ・大学の教育研究上の目的及び 3 つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に関すること
- ・教育研究上の基本組織に関すること
- ・教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- ・入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- ・授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- ・学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
- ・校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- ・授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- ・大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

※掲載先 <https://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakujouhou/kyoikujyoho>

2) その他

- ・教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報
- ・学位論文に係る評価に当たっての基準

※掲載先 <https://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakujouhou/kyoikujyoho>

- ・学則等各種規程

※掲載先 <http://kokai.jimu.kumamoto-u.ac.jp/~kisoku/>

- ・設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書

※掲載先 https://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakujouhou/jouhoukoukai/setti_joho

- ・自己点検・評価報告書

※掲載先 <https://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakujouhou/kihonjoho/hyouka/ol3mgw>

- ・認証評価の結果

※掲載先 <https://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakujouhou/kihonjoho/hyouka/jebgpe>

- ・教職大学院における組織的な連携

※掲載先

<https://www.kumamoto-u.ac.jp/kyouiku/torikumi/soshikirenkei/daigakuin#kyouikugakukenkkyu>

17. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

佐賀大学では、佐賀大学教育委員会において教育の質保証の実施およびファカルティ・ディベロップメントおよび教育支援に関する事項を審議する。教育委員会には教育質保証専門委員会が置かれ、次に掲げる活動を行う。

ア 教育の質保証の実施に関する事項

イ 教員の資質の向上及び能力の開発に関する事項

ウ ティーチング・ポートフォリオ及び情報通信技術活用教育等の教育支援に関する事項

エ その他委員長が特に支持する事項

【資料 46：佐賀大学教育委員会運営内規、佐賀大学ティーチング・ポートフォリオ実施要項、佐賀大学ティーチング・ポートフォリオ実施要領】

平成 25 年 3 月に制定された「佐賀大学学士課程における教育の質保証に関する方針」【資料 47】および「佐賀大学学士課程における教育の質保証の推進に係るガイドライン」【資料 48】に従って、組織的に FD 活動に取り組んでいる。

また、全ての授業科目で「佐賀大学学生による授業評価実施要項」【資料 49】に基づいた授業評価アンケートを実施する。授業を担当する教員全員が「佐賀大学学生による授業評価結果を用いた授業改善実施要項」【資料 50】に基づいて、教学マネジメントシステムを利用した授業点検・改善報告を学期毎に作成し、次回以降の授業に向けた改善活動を行う。授業評価アンケートの結果は、組織毎に集計され、以下の事項を記載した組織別授業点検・評価報告書を作成し、組織的な改善を行う。

(1) 各種アンケートの学科等別及び授業科目別の集計結果

(2) 各種アンケートの結果から総合的に判断して、学生から高い評価を得ていると教育組織が認定する授業科目

(3) 個別授業評価に係る情報が一切ない授業科目

(4) 教育組織の授業改善の取組状況に係る優れた点及び改善を要する点

(5) 次年度の学部又は学科等の授業改善目標

佐賀大学に着任した教員は、着任から 4 年以内に「標準版ティーチング・ポートフォリオ」（教員が自らの教育活動について振り返り、自らの言葉で記述し、その記述の根拠を示す資料によって裏付けられ厳選された記録で、少なくとも主要項目である「教育の責任」、「教育の理念」、「教育の方法」、「教育の成果」及び「今後の目標」に関する内容を含むもの）を作成し、4 年に一度は更新を行う。また、専任教員のうち授業科目に係る調整及び統括を行う全ての教員は、簡易版ティーチング・ポートフォリオ（標準版ティーチング・ポートフォリオの主要項目のうち「教育の責任」、「教育の理念」、「教育の方法」及び「今後の目標」について記述した記録）を作成し、4 年に一度は更新を行う。

熊本大学では、熊本大学ファカルティ・ディベロップメント委員会【資料 51】において全学的に進められる FD 活動の指針に基づき、各部局で各年度の FD 活動計画を作成し、年度末に FD 活動の報告書を作成・公開している。教育学部では、教育・研究活動推進委員会

がFD活動の計画、推進、評価を担当している。教育内容等の改善を図るための組織的な研修等としては、以下の取組を行っている。

- ①授業参観等、教員相互の授業評価：毎年3～4件の授業を対象にした授業公開と参加した教員による協議を行い、その結果をまとめた報告書を作成して公開している。
- ②シラバスチェック：毎年、各教員1科目以上のシラバスを対象にして、その記載内容の適切性を教育・研究活動推進委員会内に設置したワーキンググループが評価している。評価の結果は報告書にまとめて公開している。
- ③授業改善のためのアンケートの実施：熊本大学が設置している授業改善アンケートシステムを用いて学生が各授業科目に対する評価を行い、教員はその評価結果に対するコメントを記載して公表している。
- ④授業改善のためのアンケートに関する分析：前年度に実施された授業改善のためのアンケートの結果を教育・研究活動推進委員会において分析し、学部全体としての授業改善の動向や課題を評価している。分析結果は報告書にまとめて公開している。
- ⑤教育・研究活動交流会の実施：毎年2回、学部教員による教育および研究活動に関する講演を実施している。教育活動については、ICTの活用、特別な配慮が必要な学生への対応など多くの授業に共通するテーマを選択して実施している。
- ⑥成績評価データの確認：過去5年間の成績評価分布状況について、講座等で確認を行い、今後の改善目標等を報告している。

以上のほか、教育・研究活動推進委員会が中心となって、卒業（修了）生アンケートおよび卒業（修了）予定者アンケートの分析、学修成果可視化システムASOの活用の奨励などを行い、教育内容、授業方法、カリキュラム、実施体制等の改善に反映するような取組を進めている。

18. 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

ア 教育課程内の取組について

佐賀大学では、「佐賀大学キャリアガイダンス実施方針」に基づき、社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培うことを目的としてキャリアガイダンス（社会的・職業的自立に関する指導等）を実施している。

【資料 52：令和7年度教育学部におけるキャリアガイダンスの実施方法及び教育・指導内容】

主な取り組み及び関係する授業科目は以下のとおり。

・1年次「学校支援活動」

佐賀県教育委員会との教員養成を柱とした連携・協力協定の一環として行っている。教育現場における支援活動を通して、子どもとのコミュニケーションの取り方等についての基本的事項を身に付けることで、教員志望の学生の教職への資質や意欲を高めることを目的

としている。具体的には、教員志望の学生が、県内の市町立小・中学校、県立中学校、県立特別支援学校における授業の補助や放課後の学習相談、学校行事の補助、部活動の支援、休み時間の遊びの相手など、様々な教育活動の支援をする。

・1年次「介護等体験」

教職に対する意識の向上を図る一環として、教育学部附属特別支援学校における教育活動を体験させる。

・2年次「教育実践フィールド演習Ⅰ」

教科別課題指導・実施授業・事後指導を通じて教育実践に関する技能を習得させる。具体的には、学習指導案の作成、教材・教具の開発、模擬授業、省察の仕方等。

・2年次「介護等体験」

教職に対する意識の向上を図る一環として、社会福祉施設における介護現場を体験させる。

・3年次「教育実践フィールド演習Ⅱ」

教科別課題指導及び事前事後指導を通じて、教育実践に関する技能を更に高める。具体的には、学習指導案の作成、教材・教具の開発、模擬授業、省察の仕方等。

・3年次「教育実習」(主免教育実習)

小学校、中学校及び特別支援学校において教育実習を実施し、これまで培ってきた教育に関する知識・技能を教育の現場で実際に用いることを通じて、その有用性について検証させる。

・4年次「教職実践演習」

教員として必要な基礎的資質の形成について確認・評価する。具体的には、面談による教職課程履修状況の確認、学級経営・児童生徒理解・地域社会との関わり・いじめ問題・教科指導等を内容とする模擬実習(ロールプレイング)、佐賀県教育委員会及び佐賀市教育委員会による講話等。

・4年次「教育実習」(併免教育実習)

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における教育実習を実施し、これまで培ってきた教育に関する知識・技能を教育の現場で実際に用いることを通じて、その有用性について検証させる。

また、キャリアデザインの必要性や本学をとりまく環境、そして社会の最新の動向を知り、大学時代の学びと自分の将来について具体的に考える契機となるべく、教養教育科目「ライフデザインとセルフ・リーダーシップ」(前学期2単位)、「キャリアデザイン」(後学期2単位)を開講している。キャリア教育については今後も順次充実を図っていく。

熊本大学では、「社会に対する幅広い関心を持ち、人々や社会との関わりの中で自分を見つめ、市民や職業人として必要なコミュニケーション能力、倫理観を身に付け、将来進むべき道を探求し、社会に貢献する意欲を持つ」ことを「社会的実践力」ととらえ、学士課程教育に期待される学修成果4に位置づけ、育成に取り組んでいる。

【資料 53：熊本大学学士課程教育に期待される学修成果】

教養教育では、入学後の早い段階から自分自身のキャリア形成に興味・関心を持ち、大学生活における目標を見つけることを目的とした「キャリア科目」において、社会的・職業的自立に関する「社会的実践力」の育成に資する授業を行っている。

この「キャリア科目」では、教育学部厚生・就職委員長がオーガナイザー、教育学部学生支援相談室のアドバイザー（長く公立学校教員・校長や教育行政職を務めた実務家教員）が授業を担当して学校や教職への理解を高める科目（「キャリア科目 17」【資料 54】）を提供している。例年 150 名を超える受講生のうち教育学部の学生が約半数を占め、受講生の学校や教職への関心を高めることに貢献している。

教育学部における学士課程教育（専門教育）は、学校教員等に特化した専門的職業人の養成という目的を持ち、体系性・段階性・個別化（進路への対応）の観点から、理論と実践の往還を実現する教育課程が編成されていることは、カリキュラムツリー【資料 2】（再掲）に示すとおりである。とくに、熊本大学教育学部では、以下の科目を「教育の基礎的理解に関する科目等」として独自に教育課程に位置づけ、教員養成の質の向上をめざしている。

1 年次：教職実践基礎セミナー【資料 55】

附属学校での教育実習開始前の 1 年次から、教育学部に隣接する公立小中学校での体験活動等を通して、学校や児童生徒の実態を知り、教員になることへの自覚や意欲を高め、実践的指導力の基礎ならびに教職に関する確かな専門性と社会的実践力の基礎を形成することを目的として教育課程に位置づけられた科目である。受講生は、概ね 10 名程度の所属クラス単位でグループ活動（模擬授業や読書会）に取り組むほか、熊本県教育センター指導主事が講師を務める ICT 教育や人権教育の授業を受講し、実践的・基礎的な指導スキルを習得する。さらに、隣接する公立小中学校での体験活動、隣接する小学校の児童と大学生と一緒に競技に参加する教育学部体育祭【資料 56】、熊本県内のいくつかの会場で幼稚園や小学校の児童等を対象に展開されてきた「ものづくりフェア」【資料 57】などのイベントに関心に併せて取り組むことにより、児童生徒や保護者を含む多様な人とかかわる力を高める。1 年次に教育学部体育祭、「ものづくりフェア」等の活動を体験した学生の多くは、2 年次以降も教育課程外の活動として、イベントの企画・運営に関わり、学年を超えた教育学部生の交流とスキルの向上につながっている。

1 年次：熊本・学びの最前線【資料 58】

全国的にも先導的な取組で知られる熊本市の ICT 教育をけん引してきた実務家教員と研究者教員のコラボレーションにより、熊本での ICT 教育の最新事情を学ぶ授業科目であり、学校現場で活用できるプレゼンテーションに関する知識・技能の獲得と探究活動やプログラミング的思考の育成等に関する演習に取り組む。

2 年次～4 年次：教育実践研究指導法演習【資料 59】

平成 9 年度から熊本市内の公民館、熊本市教育委員会生涯学習課、熊本県生涯学習推進

センター等と連携・協力して実施してきた休日等の子どもと関わるボランティア活動を教育課程内の科目として位置づけ単位化したもの。受講生は、休日に子どもと関わる種々の活動をグループで企画・運営し、小・中学生と一緒に活動に取り組み、地域の活動の中で、子どもの気持ちや行動を理解できるようになることを目指している。学校を離れて、地域において子どもと直接関わる活動に取り組み、その省察を行うことにより、幅広い見地から子ども理解を促す機会となっている。教育学部生が企画・運営する諸活動は、地域の公民館の社会教育主事等からも高い評価を得ている。毎年、事業を管轄する熊本大学教育学部附属教育実践総合センターから実施・成果報告書が作成されている。

3 年次：教育臨床体験演習【資料 60】

熊本市教育委員会との連携事業として 20 年以上にわたって実施されている不登校児童生徒の支援活動「ユア・フレンド事業」を教育課程内に位置づけたもの。近年は、熊本県教育委員会との連携事業としても活動が広がっている。事前研修後、受講生は学校や家庭に派遣されて不登校児童生徒と実際に関わり、教育相談や生徒指導に関して児童生徒の理解と知識・技能の習得を深めることができる。近年、学校現場における不登校児童生徒の増加が顕著であることを背景に、本事業では、学生が実際に不登校児童生徒と関わる活動を通して、将来、教員になった時に求められる不登校児童生徒と関わる資質・能力の獲得を目指している。なお、履修登録は行わず、教育課程外のボランティア活動として、活動を継続する学生も多い。

3 年次：初等教育課題探究、小学校教科指導探究、実技系教科指導探究【資料 61】

令和 4 年度以降、熊本大学教育学部において、小学校と実技系教科を専攻する学生を対象に新設された探究科目群で、初等教育における現代的教育課題や学級経営をめぐる多様なテーマを設定して教科・領域横断的、総合的に課題を探究する「初等教育課題探究」、附属小学校での教育実習に向けて小学校各教科の授業づくりに取り組み、小学校の授業開発・実践力の向上を目指す「小学校教科指導探究」、実技系 5 教科（保健体育、音楽、美術、技術、家庭）を専攻する学生が、それぞれの教科の特色を踏まえた指導力向上のための探究活動「実技系教科指導探究」に取り組む。いずれも課題探究型の授業を通して、教師に求められる課題探究力と実践力・指導力の育成を目指す実践型のプログラムである。

3 年次：小学校教育主免専攻（地域枠）の学生を対象とする宿泊型教育実習

熊本大学教育学部の教育実習では、従前の附属学校、熊本県・市の公立学校等における教育実習に加えて、令和 6 年度から、小学校教育主免専攻（地域枠）で入学した学生を対象に、熊本県教育委員会との連携により、熊本県球磨郡山江村の小学校において、村の宿泊施設に泊まり込んで取り組む教育実習を開始した。ICT 教育で教育改革に取り組んでいる同校での教育実習を通して、熊本県の優れた教育実践を実地に学び、熊本県の学校教育への意欲を高める効果が期待される。

4 年次：教職実践演習【資料 62】

従前から実施している教職実践演習では、4 年次までの教育実習をふり返り、自らの課

題を見つめ、課題解決のための現地調査を計画・実施することにより、それぞれの課題の克服・改善を目指している。熊本市教育委員会との連携事業として、教職実践演習の現地調査を位置づけ、熊本市の優れた教育実践校に足を運んでさまざまな取組を学ぶ活動を行っている。

イ 教育課程外の取組について

佐賀大学では、下記のような様々な取組を行うことにより、社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う支援を行っている。

【就職ガイダンスの開催】

就職ガイダンスについては、就職活動の流れから始まり、企業研究、情報収集の仕方、インターンシップへの取組、エントリーシートの書き方、面接対策等、基本的には、多数の学生を対象に、講演方式で行うことが多いが、社会人としての基礎的なマナーや立ち居振る舞い、模擬面接・グループディスカッション等、演習を交えての支援も行っている。

【学内合同・個別会社説明会の実施】

学内での合同会社説明会、個別会社説明会の実施及び学外での大規模合同説明会への案内等を行っている。

【就職相談】

夏季休業期間中を除き、平日に常時1名以上の就職相談員を配置している。相談形式は、対面とオンラインで、原則として、各人40分、予約の上、一対一の個別相談である。相談員の構成は、キャリアコンサルタントや中小企業診断士、社会保険労務士、企業採用担当経験者等、経験豊富な専門の相談員によるアドバイスを受けることができるように体制を整えている。

【就職先の開拓】

キャリア支援部門・学生生活課教職員等が、企業との就職情報交流会等に参加し、採用やインターンシップに関する企業の相談窓口（企業向けオフィスアワー）を開設し、企業の人事担当者との交流や面談を通して就職先企業開拓に取り組んでいる。

【就職に関する広報活動】

学生のキャリア支援部門の認知度を向上させるため、ホームページに加え、各種情報をメールで発信する等、積極的な広報活動を行っている。企業に対しても毎年パンフレットを配布し、佐賀大学への理解と学生の採用を依頼している。さらには、キャリア支援部門公式Teamsの開設等、就職に関する広報の新たな取組を実施している。

【インターンシップの紹介】

インターンシップは、卒業後の進路を決定するにあたり自分の適性を確認することができ、また仕事・業界の理解を深めたり職業観を培う有効な手段であるため、積極的に学生に周知し、学生の就職活動を全面的に支援している。

【キャリア・アクセラレーションプログラム】

全学生を対象に、資格取得を目指すものや企業と深く連携する実践的なプロジェクトを提供し、キャリアデザインを加速・促進するためのプログラムであり、自身のキャリアデザインやキャリアアップに高い意欲を持つ学生をターゲットとして、社会人基礎力やキャリアオーナーシップの育成、キャリアデザインの明確化を目指すことを目的に、企業と深く連携する実践的なプロジェクト等を実施している。

また、教育学部において、下記の教育及び指導を実施する。

①新入生オリエンテーション（１年生）

大学生活の留意点及び教職の専門分野に関わる職種と就職の現状を説明する。

②チューター（教職チューターも兼務）による個人面談（１～４年生）

学生一人ひとりにチューター（教職チューターも兼ねる）を選任し、ラーニングポートフォリオ（LP）、教職カルテ及び就職支援システム（JHS）の入力状況を確認しながら毎学期個人面談を行い、必要に応じて教員間の情報共有を行う。

③教育学部同窓会（有朋会）主催の教員採用試験対策講座（希望に応じて）

受験ガイダンス、個別指導を実施する。

④キャリア教育講話（１年次、２年次）

附属小・中学校教員（各１名ずつ）によるキャリア教育講話を行う。

⑤キャリアアップセミナー（３年次）

キャリアセンター主催の一般企業向けの学内合同企業・業界セミナーに教育学部学生の参加を促す。

⑥教員採用選考対策支援（シーズンⅠ,Ⅱ,Ⅲ）（３年次）

二次試験（面接・小論文）への対策として、学部主催の「教採対策支援：シーズンⅠ,Ⅱ,Ⅲ」３期に分けて実施する。

⑦教員採用試験実施要項説明会（３年次）

佐賀県教育委員会と連携して、学内で説明会を実施する。

⑧佐賀県内自治体の教育関係臨時職員の募集説明会（４年次）

教員採用試験再受験を目指す卒業予定者を対象として、佐賀県内自治体の教育関係臨時職員の募集説明会を教育委員会やキャリアセンターと連携して実施する。

熊本大学では、下記のような様々な取組を行うことにより、社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う支援を行っている。

① 熊本市教育委員会と連携した教員インターンシップ研修事業【資料 63】

熊本市教育委員会との連携事業として、希望する４年次学生を熊本市内の学校にインターン（研修生）として受け入れていただき、学級担任や授業、諸行事等の補助を行う活動等に従事し、学級経営、生徒指導等の幅広い実践を学んだり、子どもとのふれあいを通して子どもに対する理解を深めたり、学校内の様々な業務を経験することで、教員に求められる業務を円滑に進める力を身に付けたりするなどの活動の場を提供していた

だいている。インターン受入れ校にも好評を得ている。

② 教育学部厚生・就職委員会における就職支援の取組

熊本大学教育学部厚生・就職委員会では、教職を目指す学生向けの就職支援の取組として、1年次学生（新入生）を対象に、入学式・入部式後の新入生ガイダンスにおいて、熊本大学教育学部における就職支援の取組の紹介【資料 64】、2・3年次学生を対象とする教員採用試験対策講座【資料 65】、4年次学生を対象とする教員採用試験対策講座【資料 66】を実施している。教員採用試験対策講座では、永年、熊本県・市の公立学校で教員・校長等を勤めた経験豊富な学生支援相談室のアドバイザーや教職大学院の実務家教員が講師を務め、求められる教師像についての講義や面接の指導を受けることができる。また、学生支援相談室の隣に整備された模擬授業教室では、学生支援相談室のアドバイザーから魅力的な授業づくりのアドバイスを受けることができる。さらに、入学式・入部式当日や教育学部後援会総会等の機会を捉えて、教育学部生の保護者にも、厚生・就職委員会の就職支援のための諸取組について説明の機会を設けている。

③ 教育学部同窓会と連携する取組

熊本大学教育学部同窓会（主催）、教育学部（共催）で毎年開催されている「教職フォーラム」【資料 67】では、永年教職にあった先輩同窓会員の講演会・若い同窓会員（教員）と教育学部生との交流の機会が提供されている。教員養成学部においても教員離れが指摘される中、同窓会と連携して教職の魅力を教育学部生に伝え、若手教員との交流や率直な意見交換の機会を設けることにより、教員になることへの不安を解消するなどの効果が期待されている。

ウ 適切な体制の整備について

佐賀大学では、キャリア支援部門の管理運営や学生の就職に関する重要事項、合同企業説明会や個別会社説明会等キャリア支援部門が実施するイベントに関すること、キャリア支援部門の予算に関すること、キャリア教育の実施に関すること等を審議するキャリア支援部門会議が置かれ、キャリア支援部門長、キャリア支援部門専任教員、各学部就職委員長クラスの教員で構成されている。

その他、各学部就職担当教員がおり、学生の就職指導に当たっている。

また、下記、すべての活動が、教育学部運営会議のもとで実施されており、学部組織としての連携が成立している。

① 1年次生を対象として、教育学部としてオリエンテーションを設定しており、次第の中で、学生・就職委員会から指導を行なっている。

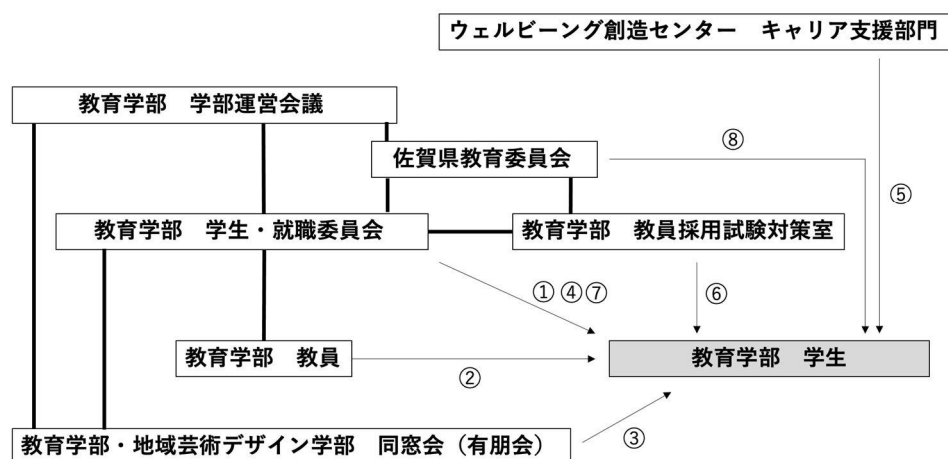
② チューター（教職チューターも兼務）による個人面談（1～4年生）

学生一人ひとりに対して、チューター（教職チューターも兼ねる）を学部の全教員から選任している。学生の必要性に応じて学修支援室とも連携をとりながら、指導を実施している。

- ③教育学部と芸術地域デザイン学部の同窓会（有朋会）があり、連携して教員採用選考試験対策を実施している。
- ④、⑤正課科目「教育実践フィールド演習」科目において、実施している。講師の選定、依頼などは学生・就職委員会及び教員採用試験対策室の連携の下で実施している。
- ⑥教育学部全教員が出動して、教員採用選考試験対策（２次試験）の指導にあたっている。実施に当たっては、学生・就職委員会が指揮をとっている。
- ⑦キャリアセンター及び学生・就職委員会の参画の下、佐賀県教育委員会とも連携して、説明会を実施している。
- ⑧キャリア支援部門及び学生・就職委員会の参画の下、実施している。

社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

就職指導体制及び就職担当教員の配置



上図のとおり、いくつかの手段を通じて、学生への指導が行われている。図には記載されていないものの、全ての取り組みにおいて、学生・就職委員会または委員長が必要に応じる形で協力的に参画している。

熊本大学では、次のとおり体制を整備している。

①熊本大学教育学部における指導体制

・教育学部厚生・就職委員会

熊本大学教育学部では、厚生・就職委員会【資料 68】を設置し、課程外の教育活動及び学生の就職支援に関する専門委員会として、関連する事項の審議にあたり、全教員との協力の下、学生指導の中心的役割を果たしている。厚生・就職委員会における就職支援に関する情報（学生支援室について、教員採用試験対策講座、学生の自主学習を支援する取組、大学推薦や教採説明会の実施、教員採用試験対策ハンドブックや教材情報等）は、熊本大学が運用している e-learning システム Moodle に専用の学習コースを設け、本学教育学部生であれば誰でもいつでもシステムを利用して情報を得ることができる。

- ・学生支援相談室

熊本大学教育学部では、学生の進路指導等のために「学生支援相談室」【資料 69】を設け、教職経験豊富な相談員（アドバイザー）が常駐し、年間を通して教員採用試験に関する相談や個人面接・集団討論・模擬授業等についての指導が受けられる体制をとっている。さらに、模擬試験問題集や就職関連図書の閲覧、インターネットによる就職情報等のパソコン検索などができる体制も整えている。

②熊本大学における全学的な指導体制

熊本大学では、大学教育統括管理運営機構の下に進路支援委員会【資料 70】を置き、全学的な学生の就職支援・進路相談等に関する事項を審議する体制をとっている。同委員会には教育学部厚生・就職委員長が委員として加わり、全学的な連携・協力体制のもと、就職支援を行っている。全学的な就職支援の事務を所管する学生支援部就職支援課により、一般企業や公務員試験等を含む就職支援や情報提供が行われている。

【資料 71：熊本大学就活サポートガイド】

また、熊本大学では、令和 4 年度に、大学教育統括管理運営機構に、教職課程の充実や熊本県内の教育行政組織や教職課程を置く他大学等との連携強化、地域における初等中等教育の発展に資すること等を目的とする附属教職総合センターを設置した。その専門委員会である地域連携・教職支援部門専門委員会では、教職に関わる関係機関との連携等に関する事項を審議する体制が構築され、教育学部厚生・就職委員会委員長が委員として加わり、全学的な教職を志望する学生への支援体制を強化した。令和 6 年度は、近年増加する教員採用試験における大学推薦の対象者選考の規則等を全学的に整備した。

【資料 72：熊本大学大学教育統括管理運営機構附属教職総合センター規則、熊本大学大学教育統括管理運営機構附属教職総合センター地域連携・教職支援部門専門委員会細則】

③教育委員会との連携体制

- ・熊本大学教育学部と熊本市教育委員会との連携協力会議

熊本大学教育学部と熊本市教育委員会は、教育上の諸課題の解決や教員の資質・能力の向上等に連携・協力して取り組むための協定を平成 14 年に締結した【資料 73】。直近の連携協力会議では、熊本大学教育学部学生の教員としての資質向上に関わる諸事業の状況確認、教員養成に関する協議、教員採用試験の状況について情報を共有し、教員養成の質を確保する協力体制を構築している。

- ・熊本大学教育学部と熊本県教育委員会との教育連絡協議会

熊本大学教育学部と熊本県教育委員会は、熊本県教育の発展と教育水準の向上及び教員の資質向上を図るため、教育連絡協議会【資料 74】を設置し、直近の会議では、本学教育学部生が関わる不登校対策の取組や教員採用試験の状況について情報共有した。特に、令和 6 年度に学校推薦型入試Ⅱにより小学校専攻（地域枠）で令和 4 年度に入学した 3 年次

学生の熊本県球磨郡山江村山田小学校で実施した宿泊型教育実習の実施状況について報告が行われ、実習の効果について意見交換が行われている。

・福岡市教育委員会との連携協定

熊本大学では、令和6年3月に、福岡市教育委員会と教員養成にかかる連携・協力の協定書を締結し【資料75】、福岡市の教員を志望する学生が、同市で教育実習やボランティア活動等の経験を積み、教員採用へつながる支援体制を充実させた。福岡市と協定を結ぶ大学による教員養成連携協議会において、教員採用試験や大学生が参加できる研修講座等福岡市における教員養成の質を高める取組について情報を共有できるようになった。福岡市教育委員会が連携協定を結ぶ13の大学のうち、福岡県以外の大学は本学のみである。